

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 （ 4 ） （ 14.1定 ）			
日 時	平成 1 4 年 3 月 1 2 日（火）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 2 4 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	佐々木(政)委員長、北野副委員長、横田・前田・成田・松本(光)・松本(聖)・古沢・小林・渡部・高橋・斉藤(陽) 各委員		
説 明 員	市長、助役、総務・財政・経済・港湾各部長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			
記録担当			

～ 会議の概要 ～

○ 委員長

ただいまより、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に前田委員、古沢委員をご指名いたします。

委員の交代がございますので、お知らせいたします。

斉藤裕敬委員が松本聖委員に、新谷委員が古沢委員に、佐々木勝利委員が渡部委員に、佐野委員が高橋委員にそれぞれ交代をいたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、経済常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日は、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合、共産党、自民党の順といたします。

市民クラブ。

○ 松本（聖）委員

２月26日提出の専決処分について

まずは、今回２月26日に提出されております専決処分報告について、港湾部に一点お尋ねいたします。

この専決処分報告によりますと、平成14年１月21日午後２時30分から翌22日午前７時までの間に、市営22号上屋、これは第２ふ頭だと思いますが、屋根の雪が駐車していた市内在住の男性の所有の小型乗用車に落下して損害を与えた、この損害賠償額が28万 1,977円ということであります。

これにつきましてお尋ねいたしますが、港湾、ふ頭でございますね。まず、ここは一般の車両の立入りが可能な場所であったのかどうかを教えてください。

○（港湾）港政課長

この第２ふ頭を含めまして、港湾関係者以外の車両の進入は禁止にして管理をさせていただいております。

○ 松本（聖）委員

それは、進入を阻止するために、例えばバリケードですとか、ゲートですとか、私はそれが設置されていないと承知しておりますが、どのような形で市民、また来客者に周知しておられますでしょうか。

○（港湾）港政課長

おっしゃるとおり、ゲートとかバリケードはございません。第２ふ頭に入ってまいります基部のところに、看板で「港湾関係者以外の車両の進入を禁止します」という形で表示をしているところでございます。

○ 松本（聖）委員

桜町でございますが、市内に在住されておられますこの男性は、港湾関係者なのですか。

○（港湾）港政課長

この方は、漁業会社の漁船員の方でございます、その船も高島の漁港区の方に停船して置いてございます。港湾関連業を営む会社の従業員、関連業者であるというふうに考えております。

○ 松本（聖）委員

通常、高島漁港区に停船している漁船の乗組員ですね。それが第２ふ頭に車をとめていた理由というのを教えてください。

○（港湾）港政課長

一般的には、高島をご利用いただいているわけでございますけれども、今回の場合は、こちらでお話し申し上げたかと思いますが、天候が非常に荒れてしけた、漁の間にしけてきたということで、緊急的にその漁港に近かったという関係もありまして、第２ふ頭のところに漁船が避難をしましてまいりました。係留して、一たんは漁船員

が会社に戻ったわけですが、翌日、大変なしけで風が強くなってくるといことで、もっと船の養生といいますが、安全対策を講じなければならないといことで来たわけだ。その中に、この車両の漁船員の方もいらっしたわけだ、その方がふ頭にためてあった船の近くまでこの車でおいでになったといことでございませう。

○松本（聖）委員

今のお話からしますと、この漁船員が港湾関係者であるから、その地域に車両で立ち入ることは何ら問題はない、こう解釈してよろしいですか。

○（港湾）港政課長

そのとおりでございませう。

○松本（聖）委員

当日の状況をもう少し詳しく知りたいのですけれども、進入した状況はわかりました。緊急的にそこに駐車したという事情もわかりました。

ここに書いてある時間、午後2時30分というのは車をその場所に停めたという時間、それと、翌22日の午前7時というのはこの車両の所有者であるところの男性が、その損害に気づいた時間と判断してよろしいですか。

○（港湾）港政課長

そのとおりでございませう。いずれも、ご本人からの申告といいますが、事情をお聞きした中での時間でございませうけれども、今委員がおっしゃられたとおりでよろしいかと思ひます。

○松本（聖）委員

この間、16時間30分ございませうけれども、この車をここに駐車したままであったのでしょうか。

○（港湾）港政課長

これも、ご本人からのご説明を受けた中では、駐車したままであったといことでございませう。

○松本（聖）委員

当日の天候はいかがでしたか。また、気温等もわかれば教えていただきたい。

○（港湾）港政課長

この二、三日の間と申しますのは、天候は非常に荒れた時期でございまして、先ほどのように、それもあって、しけで避難していたわけだでございませう。車を持って来たときにつきましては、天候自体は、担当者間で記憶を戻しておりますけれども、曇りでありましたが大変風が強かったといことでございませう。それから、翌日の車をとりて来たときでございませうけれども、このときは穏やかな落ちついた天候で、比較的良い天候だったと思ひます。それと、気温につきましては、正確ではございませうけれども、その時期にいたしましては暖かい日であったといことで、間違いなくプラス気温ではあったのではないかといふふうに思ひます。

○松本（聖）委員

今年の冬は、比較的暖かい冬でしたからね。雪も少のうございませう。

ところで、この方は小樽市民の方だと思ひますけれども、長く小樽に住まわれておられる方ですか。

○（港湾）港政課長

ご出身地が小樽かどうかはちょっと確認はしてございませうけれども、小樽にしばらくおられるといいますが、長く生活しておられるといことは伺っております。

○松本（聖）委員

北海道の雪国で暮らす、長く暮らしている者としましては、1月は真冬ですね。1月21日と言ったら本当に寒い時期です。その中で、幾ら雪が少なかったとはいえ、寒の中の暖気といいますが、暖かな日がありますと、落雪に注意しなければいけないのだといことは周知の事実といいますが、北国に住む者の常識として通常は持っていると思ひますが、いかがお考えですか。

○（港湾）港政課長

そのときのご本人の気持ちというか、その辺までわからない部分はございますけれども、ただ、車を置きに来たときの状況と申しますのは、先ほど申しましたように、しけがひどくなった中で、自分たちの船の安全対策を施して、きちんとしなければ船が危ないという中で急いでここに駆けつけたわけでございます。そういう中で、とりあえず来たときに、そこまでご自分の中で判断ができたのかどうかはちょっとわかりませんが、その後、十数時間とめているわけでございますので、改めて振り返ってそういうことが考えられないのかとおっしゃいますと、そこまではちょっとわかりかねるところがございます。

○松本（聖）委員

次に、屋根の形状等についてお尋ねしたいのですが、屋根の形状、それから材質、それと雪どめの状況、これを教えていただきたい。

○（港湾）港政課長

一般的な古い上屋でございまして、屋根の形状は三角で両側に傾斜していて、トタンぶきになってございます。また、雪どめでございますけれども、その屋根に上の方から横に３本、雪どめがされております。

○松本（聖）委員

一番軒に近い雪どめから軒までの長さというのはどのくらいありますか。

○（港湾）港政課長

およそ50センチです。

○松本（聖）委員

当然、この建物は何かの賠償保険に加入しているかと思えますけれども、入っていればこの保険の種類、名称等を教えていただきたい。

○（港湾）港政課長

保険につきましては、全国市長会で行っております市民総合賠償保障保険という保険に加入してございまして、その中の賠償責任保険というものに加入してございます。

○松本（聖）委員

その保険は、落雪事故は担保されていますか。

○（港湾）港政課長

この中で対応は可能というふうにされております。

○松本（聖）委員

一般的に、落雪事故の場合、その状況によって支払い額といいますか、過失割合というのはかなり前後するといえますか、あるわけでございますけれども、この事件の場合の過失割合というのはどのようになっているのでしょうか。

○（港湾）港政課長

この保険の幹事会社をしております会社の方といろいろ交渉させていただいておりまして、現在の中では、私ども施設管理者側におおむね８割程度、それから、先方の損害を受けた方、こちらにも２割程度の過失があるのではないかと第一弾のご意見はいただいてございまして、その後、こちらの状況などをさらにお聞きすることは可能だというふうには聞いてございます。

○松本（聖）委員

この賠償額28万 1,977円というのは、その８割分ですか。

○（港湾）港政課長

それは全額でございます。

○松本（聖）委員

小樽市の過失は８割だとその保険会社は判断しているわけですね。全額支払う根拠というのは一体何でしょうか。これをお尋ねいたします。

○（港湾）港政課長

８割と申しますのは、ただいま申し上げました保険会社さんの方で一たんは８割と認定をされているところですが、先ほど申しましたように確定ではないというふうに伺っております。

いずれにいたしましても、私どもの方で全額損害賠償をしなくてはならないというふうに判断いたしましたのは、それらの保険会社の意見もございましたけれども、一般的な、先ほどもお話ありました落雪事故にかかわる事例、それから、一般的なと申しますのは、私ども市で過去にあった例だとか、それから特異な例でございますので、私どもの弁護士さんにもご相談をしながら一定程度整理をいたしたところであります。

ただし、それらのご意見の中で、全額を市で持たなければならないという形のご意見といえますか、そういうものはありませんでした。

そこで、それらを受けまして、私どもといたしましては、先ほども申しましたように、この事情の中で、船を何とか早く養生しなければならないという中で、緊急的に来て、特異な精神状態であったらうと。そういうもののの中で、そういう人に対しても周知できるような、私ども管理する立場としてそういうことをしていたのだからと、そういう面のこと。

あるいは、実際に車をとめられた場所につきましても、ご本人の申されたこと、それから、後で確かめましたが、そのとき既に上屋から幾つかの落雪がございまして、壁際には雪がたまっておりましてけれども、そういったこともあるということで、落雪が若干たまっているような部分は避けて、エブロン側といいますか、海側の方にちょっと寄った形でとめていたということ、それから、逆に余り壁から離れますと、日常の港湾業務の方にも支障を与えるのではないかなというようなことで、やはりある程度壁際に寄せてとめなければならないと。

そのような事情をいろいろ考えてその位置を決められたというふうに聞いてございますので、そういうものから勘案いたしますと、総合的に見て、この場につきましては市で全額を賠償させていただくということに判断したわけでございます。

○松本（聖）委員

今、課長がおっしゃったことを酌み取って、損保会社は、市の過失が８割だ、五分五分ではない、市の方が大いに悪い、８割だ、本人は落雪の可能性があるのであろうところに、たとえ緊急的であってもとめたその過失は２割です、かなり小さいですよということで８：２ということで査定されたのではないのですか。課長がおっしゃっているのであれば、確かに進入の車両が、進入することをもしかすると駐車することを、ここは落雪の危険がありますからと、さくで囲っていたわけでも、ロープを張っていたわけでもないです。入るなと言ってゲートをつくっていたわけでもないです。そういうことも含めて、半分よりは３割多いぞ、小樽市は８割悪いのだと言っているわけですね。それをもってして、私は保険屋さんの判断の方が妥当なような気がするのですが、それでも、なおかつ全額払うという意味が全然わかりません。

落雪事故で全額払った例は、直近でございます。この敷地内で、その渡り廊下から落ちた雪で下の車がつぶれたというのがありましたけれども、極めて近い事例です。この場合は、そこを小樽市が駐車場として使って下さいよ、ここに車をとめなさいという形があったがために、それは小樽市が全面的に悪いということで保険で10割支払われたと記憶しております。

ただ、これに関しては、港湾関係者はそこに車をとめなさいと小樽市は指示していたわけではないでしょう。ましてや、業務の妨げになるから車をそこに持ち込むなという指導をしていたのではないですか。

○（港湾）港政課長

確かに、保険会社さんの判断の根拠といたしますか、その辺にあるのだと思います。私どもが参りましてご説明する中でも、やはり一番のポイントはこの場所が駐車場ということではない。要するに、100%、管理をする方に大過をもって責任を持ってもらうということではないということから、保険会社さんの方でもとりあえずそのような認定をされているのだというふうに聞いております。

繰返しになりますけれども、そういうことを基本としつつも、先ほど言いましたように、この場所にある程度とめざるを得なかったというような今回の事情を総合的に判断して、私どもとしては、こちらサイドとして100%全額の賠償をさせていただきたいというふうにしたところでございます。

○松本（聖）委員

総合的に判断して、2割本人が悪いと言っているのですよ、保険屋さんは。そのところで主張が食い違っているわけですよ。小樽市と損害保険会社とのね。

私も、それを疑問に思いまして、いろいろな弁護士さんにも相談してみました。実数を挙げますと3名です。2名は損害保険会社の顧問弁護士をされている方です。1名は全く関係のない、個人で弁護士事務所を開いておられる方でございますけれども、3人が3人とも、その8：2という割合が妥当な数字だねとおっしゃっておられました。先ほど申しましたように、北海道に住んでいるのだったら屋根の下に車をとめないというのは常識だと。その点も含めて、2割の過失があると認めるのは妥当でしょうという回答でございました。

先ほど課長は弁護士に相談したとおっしゃいましたけれども、どういう形でお聞きになられたのか、その弁護士の回答はどうだったのか。所内で課長が直接弁護士さんとお話をされたのか。どなたがお話をされたのか、お尋ねいたします。

○（港湾）港政課長

顧問弁護士さんにつきましては、総務部の担当の方からご照会をいただきました。その回答につきましては、逐次、私どももお聞きしておりますけれども、このような事例を細かくご説明した中で弁護士さんの方の判断としては、確かに、こちら側に、市側に、全額を賠償すべき責任があるというふうに明確に答えられるようなものではないだろうと、それはおっしゃっております。ただし、先ほど来申し上げているようなこの方の状況を考えますとですね、施設を管理する者として、やはり相手を保護するに足りるような設備といたしますか、そういう措置をしていないという面では非常にその瑕疵というのは大きいのではないかなというふうなご意見をいただいております。

○松本（聖）委員

総務部と先ほどおっしゃいましたけれども、総務部でその弁護士さんとお話をされたのですか。課長が直接話したのですか。それを聞きたいのです。

○（港湾）港政課長

窓口として総務部の担当の方になっていただきましたけれども、その交渉なり何なりの相談を申し上げているときは、私もちゃんとそばにおりまして、逐一、その内容の報告を受けております。

○松本（聖）委員

多数決で物を判断したくない。同じ弁護士の肩書を持っている人4人が意見を述べているわけですね。3対1です。だからどうだっていうのではないですよ。3対1です。言っておきます。

それで、市としては、あくまでも相手方の事情を考慮して全面的に悪いぞと。これは損害賠償ですから、訴訟に持ち込める話ですから、損害賠償ですからね。一方的に悪いぞと言っているその根拠が、私はどうもよく理解できないのです。頭が悪いのかな。8割といったらかなりの比率で小樽市は悪いぞと保険屋さんも判断しているのですね。それ以上に小樽市が悪いのだぞと頭を下げている根拠というのは、法的な根拠といたしますか、何かあるのかなと思うのです。例えば、判例があるとか、そういったものをお持ちでしたら、ちょっと教えてください。

○（港湾）港政課長

過去の判例といたしますか、今回あったようなこういう事例に合うような判例は見つけれなかったといたしますか、調べた中ではございませんでしたので、それに準拠して判断したということにはならないと思います。

それで、何か法令に基づいて判断したのかということになりますけれども、そういう法令とかということではなくて、先ほど言いましたようないろいろなところにご相談するなり、保険会社の意見も一つですが、それから、現場の置かれた状況、それらの中で判断したということでございます。

○松本（聖）委員

皆さんのお気持ちはよくわかりますし、市民のためを思ってこういう処置をしてくれたというのは非常にうれしいことではあるのですが、私は、取り越し苦労かもしれないのですが、大きな問題を含んでいると思うのです。

たまたま、このたびは軽微な損害で28万何がしという金額でした。2割ということで考えても5万そこそこの金額でございます。これが、もしもこの車の中に、人がいて、例えばぐあいが悪くて寝ていたと、長時間、大量の落雪があって、つぶれてしまった、中の人死亡してしまったと。この賠償額たるや、とんでもない金額になりますね。そのときに2割本人が悪いのですよと言って、それだけでも何百万、何千万という金額になる可能性があります。そういった事故が起きないとも限らないですね。船の様子を見に行ったらけれども、ぐあいが悪かったから車の中で寝ていたという人がいないとも限らない。そうなったときに、このたびは金額が大きいからといって慌てていたのでは大変なことなのです。金額が大きいから考えます、小さいから払ってしまえ、そんな単純なことではないと思うのです。ですから、一つ一つきちんとルールにのっとって判断していただきたいという気持ちがあるから、こんな質問をさせていただいているのです。

そもそも損害保険というのは、相互扶助の精神の下にでき上がってきた保険だと思います。詳しいことは存じ上げませんが、イギリスの海運業を営んでおられた船主やその荷主の方々がお金を出し合って事故に備えたという歴史があると聞いておりますが、すなわち、リスクを一定のルールの下に平等に負担し合いましょうというのが保険の理論でございますね。その一定のルールに基づいて判断したであろう損害保険会社が、本人の過失はどう見ても2割あるのだとおっしゃっておられる。平等にリスクを負担しようというところを、それを無視して、小樽市がさらに全額を支払うというのは、僕はどう考えても理解できない。ほかのよく似た判例がないということですから、司法の判断もこの場ではわかりません。訴訟になったわけではないですからね。

今まで、私がいろいろな細かい質問をさせていただきました。状況も逐一把握させていただきました。保険の理論といたしますか、保険の基本的な考え方というのもお話しさせていただきました。理事者側の考え方も伺いました。そういうことも含めて、この全額28万何がしという金額を支払うと、今、皆さんは決めることが果たしてできるのですか。ちょっと聞き方がおかしいでしょうか。これが妥当な金額なのでしょうか。

心配なのは、この差額、2割分、本人が悪いのだと保険会社が主張しているところの5万何がしという金額ですね。これが不適正な支出であったとして住民監査請求の対象にもなりかねないですね。金額は小さいから、そういうことは実際には起きないと思うのですが、対象となるのではないのでしょうか。これはどなたが判断していただけるのでしょうか。総務部かな。

○（総務）総務課長

支出に違法性がある、あるいは不当であるという考えを持った住民であれば、監査請求を起こすことは可能であろうと思います。

○松本（聖）委員

法的な判断というか、一方的につながりのある弁護士さんの話ですけれどもね、その3人が3人とも、もしこれが訴訟ということであっても勝つことができますよと。本人過失2割ということで、訴訟であっても勝つ自信があります、僕はあるよと3人が3人ともおっしゃっておられました。港湾部さん、総務部さん、ご相談された恐らく

小樽の顧問弁護士さんであるところの伊藤弁護士だと思うのですが、その方はどうおっしゃっておられましたか。

○（総務）総務課長

総務部総務課の方で顧問弁護士にお尋ねしたのは、市の方に責任があるかないかということでありまして、過失割合が何割かということまでは聞いておりません。

回答としては、市の方にも責任があるという回答をいただいております。

○松本（聖）委員

伊藤弁護士は全面的に小樽市が悪いのだぞとおっしゃったわけではないですね。

○（総務）総務課長

先ほど言いましたように、過失割合が何割かということについては聞いておりません。

○松本（聖）委員

２割を自腹で払わなければならないのだぞという事態になって、専決処分していて、これが妥当なのかどうかお尋ねしなかったのですか。

○（総務）総務課長

総務部の方で港湾部から相談を受けたのはその前の段階でして、市の方に全く過失がないと言えるかどうかという相談の内容でしたので、それについて顧問弁護士の方に話を聞いたと。そのときに、顧問弁護士は、市の方に過失がないとは言えない、むしろ、ある程度の過失がありますよという答えをいただいて、それを港湾部の方に伝えたというふうに私は報告を受けております。

○松本（聖）委員

過失がないのだったら、一銭も払う必要がないのですよ。いわゆる 0：100 というやつですから、１円も払う必要がないのです。保険屋さんも 8 割は小樽市が悪いぞと言っているのです。過失は大いにありだと言っているのです。でも、２割はとめた人が悪いよと言っているのです。それでも 10 割払うというのがわからない。それも、ましてや弁護士さんに相談しているというところが、その弁護士さんの見解が入っていると思うのですけれどもね。何とも小樽市の顧問弁護士さんというのは、小樽市に損害を与えるために仕事をしているのかと疑いたくなってしまうのではないですか、それなら。

○（総務）総務課長

先ほども言いましたように、その部分は顧問弁護士に聞いていただきたいということで港湾部の方から連絡を受けましたのは、何割が適当かという話ではなくて、その以前の段階で市の方に過失が全くないと言えるかどうか、そういう相談でその段階で聞いたということですから、小樽市の顧問弁護士は市の過失割合が 8 割であるというような数字は出しておりません。

○松本（聖）委員

10 割だとも言っていないのですよね。一方的に悪いぞとも言っていないわけでしょ。でも、ここには一方的に悪いぞという額が賠償額として示されている。これを決めたのはだれなのですか。ここに市長名で報告されていますからね。市長は、今日はいらっしゃいませんが、市長が最終的に決断したことなのだろうけれども、その前の検討段階というのがありますでしょう。この 28 万何がしという全額だと決まったのはどこなのですか。

○（港湾）港政課長

こういう事故が起きましてから、私どもで、まず、過去の例ですとか、その辺を調べるとともに、今申しましたように総務部に弁護士さんのご意見を聞いていただきたいということでご協力をいただきました。その中で、一定程度の方針を固めた上で、市の損害賠償の手続がございますので、それらの検討結果を踏まえまして、最終的には市長の決裁をいただき、市として決定したということでございます。

○松本（聖）委員

決定するに当たって、審査委員会がありますね。これはどこで所管しているのですか。

○（港湾）港政課長

その事務を取り扱っておりますのは、財政部契約管財課でございます。

○松本（聖）委員

財政部では、これは問題にならなかったのですか。

○（財政）財政課長

ちょっと所管が違うのですけれども、私は、以前に契約管財課におりましたので、評価委員会のシステムとしましては、財政部で判断するとか、そういうことではございません。あくまでも事務局をやっているということで、所管部からの説明を各委員さんにしていただきまして、その中で決定しているということでございます。

○委員長

松本（聖）委員に申し上げますが。そろそろまとめていただけますか。

○松本（聖）委員

時間ですね。あと５分くらいでございますので、時計を見えていますから大丈夫です。

さて、委員長から急げという言葉でございますので、急ぎますよ。

私は、これは問題だと思うのです、全額支払うのは。これから未来において、これを前例として何か大きな事件が起きないとも限らない。そのときになってあたふたしても遅い。ここできっちりしておいていただきたい。この金額が小さいときにね。

それで、再度、弁護士とも相談して、この金額を訂正する気持ちはありますか。

○（港湾部）港政課長

これは、既に専決処分をさせていただきましたけれども、ご説明したような状況の中で、市内部として、私どもとしていろいろ検討した結果、全額賠償させていただきたいというふうに決定しているわけでございますので、このとおりさせていただきたいと思っております。

○松本（聖）委員

議事録は公開されておりますから、もし住民監査請求が起きたら、証拠採用される可能性は大に高いですよ。こういう議論が、市内であったのだと。

それをもとにお尋ねしますけれども、最終的にこの責任は市長にあるのですね。

○（港湾）港政課長

どういう形で、そういう請求というか、あった場合に起こされるかわかりませんが、最終的に市全体として、市として意思決定したということはそのとおりでございます。

○松本（聖）委員

責任は市長にあるのだねと聞いているのです。小樽市にとかなんとかと言っていない。そんな団体の話をしていないです。市長名で出されている。皆さんは、市長に意見を申し上げただけで、最終的に決めたのは市長だと、住民監査請求の対象というか、つるし上げられるという言い方はよくないけれども、被告となるのは市長だということではないのですか。

○（港湾）港政課長

その場合、行政機関の長として市長ということにはなると思います。

○松本（聖）委員

不思議なのですね。実際に現場で決めた皆様方には何の責任もないわけですよ。総務部も財政部も、原部であるところの港湾部にも何の責任もない。市長が悪い。欠席裁判みたいで非常に申しわけないです。という結論ですね、今、課長がおっしゃったように、市長に最終的な責任があるのだ、市長が悪いのだということによろしいです

ね。

もう一度言いますよ。部長には責任ないのですか。

○**港湾部長**

今回のこの事故につきましては、先ほど来、課長の方からもるご説明しておりますけれども、一つは、港湾管理者として十分な管理体制ができていなかったということで今回こういう問題が起きたことございまして、私どももいたしましては、港湾関係者ということの一つの認識の中で、管理をきっちりしていなかったという部分がございますし、場所的に駐車禁止だとか、それから、落雪注意の看板なんかも容易に見えるような場所になかったということもございまして、市としては、やはりこの部分については責任があるということで、私どもは、先ほどお話ししました額で、全額をお支払いし、今後このようなことがないように、事故のパトロールを含めて管理についてしていきたい、そういう趣旨から今回お願いしてございまして、今お話がございましたように、最終的に市長の方から提案させていただいてございますので、市長としての責任ということで私どもは認識しております。

○**松本（聖）委員**

そこまでおっしゃるのでしたら、解決策といいますか、皆さんにお願いをしたいのですけれども、市長にそういう責任をかぶせたくないわけですよ。ですから、これは損害保険会社ともう一度よく折衝してから、小樽市はこんなに悪いのだと、悪うございましたと保険屋さんに言って、全額払ってくださいと、こういう交渉を弁護士さんも交えてしていただきたい。実際問題、現場でその数字は動くことはよくありますから、ぜひとも、再度、保険屋さんと相談して全額支払っていただけるような算段をしてほしいです。

金額が決定いたしましたら、後ほど教えてください。それは約束していただけますか。

○**（港湾）港政課長**

保険会社の方とはさらに詰めていくつもりでございますので、その経過についてはご報告させていただきます。

○**松本（聖）委員**

ＯＢＣへの支援について

済みません。時間が迫っているところを申しわけないです。１点だけ、経済部に聞きたいと思います。

３月１日の北海道新聞の朝刊に、日本政策投資銀行の話として、ＯＢＣを助けるためには、小樽市の支援体制が整っていないといけないのだという旨の記事が載っておりました。私は新聞記事を１００％信用しているわけではありません。過去にも苦い思いをいっぱいしておりますので、信用しているわけではないのですが、双方の話を聞きたい。これは、共産党さんの３月６日の代表質問でも、市長は現金での支援はしないと明言しておりますけれども、再度、ここにおられますので経済部長にお尋ねいたします。

この記事は、うがった見方をすれば、小樽市と政投銀とＯＢＣの３社の間で何がしかの支援の密約があったのではないかととられかねないような記事であったと思います。そのように読んだ方もたくさんおられました。そのことは、僕はないと信じますけれども、今ここではっきりと議事録に残したいということで、部長の見解をお聞きさせていただきます。

○**経済部長**

３月１日の道新の記事については、かなり詳細に書かれていて、皆さんはそういう受け止め方をしたかもしれません。

けれども、私たちとしては、それぞれから市に対して公式にそういうお話があったということではなくて、折に触れて意見として求められた部分がありました。そういう中で、小樽市としての方向性として、財政的な支援、例えば出資をするとか、そういうものはあり得ない、税金についての減免もあり得ない、そういうことで金銭的な部分で面倒を見るということはないのだということは明確に申し上げております。それについて、約束をしてということでは全くございません。

ですから、その辺については、今この場ではっきり申し上げておきたいということです。

○松本（聖）委員

ありがとうございました。

終わります。

○委員長

市民クラブの質疑を終結し、公明党に移します。

○高橋委員

若者の定着について

経済部の方にお尋ねをいたします。

佐野議員の代表質問の中で、若者の定着について何点が質問がありました。

その若者についてのまず最初なのですが、市内の高卒者、３月に卒業した高卒者の就職状況についてもう一度確認をしたいと思います。

○（経済）藤原主幹

職安の１月末現在で出ている数字からお知らせいたします。

就職を希望している生徒が 626名ありまして、そのうち就職が内定しているのは 336名という報告で、就職率については53.7%ということで聞いております。ただ、２月末の段階で、まだ正式な数字が出ていないのですが、最終的に全体で約 200名の生徒さんがまだ未就職という形で残っているということで聞いております。

○高橋委員

その内訳として、小樽市内の企業へ就職した状況というのは押さえていますか。

○（経済）藤原主幹

小樽市内という形で限定した数字は、こちらの方で調査しておりません。管内ということで、高校の単位を仁木とか余市も合わせた数字で集計しております。２月末現在、小樽市の職安管内で就職を希望している生徒さんは 140名ほどまだ残っているということで、就職率といたしましては、１月末現在なのですが、管内は 122名で 36.3%という数字となっております。

○高橋委員

ご答弁でもあったように、大変厳しいという数字ということで私どもも受け止めております。そのために、市としてもいろいろ施策を考えられていたのかなと、努力をされていたのかなと思いますけれども、ご答弁の中で、相互のミスマッチを解消するためにという項目があります。この相互のミスマッチについて、具体的に説明をお願いします。

○（経済）藤原主幹

今、高校生の就職の定着率が悪いということがここ数年前から言われていまして、大体就職したうちの半数は一、二年のうちにやめてしまうというようなことが言われております。企業さんの方からすると、せっかく入れて、やっと実際に仕事ができるようになってきた時点でやめられて、また新しいことから教えるというようなことがとても負担になるというようなお声も聞かれます。また、生徒さんの側でも、実際に希望する職種、自分が思っていたものと違うというような形で、事務職を希望していった、事務職という形で入ったけれども、いろいろな雑用をさせられるとか、そういうようなことでやめてしまうというようなケースが報告されております。

○高橋委員

なるべくそれを解消するためにさまざまなことをやられてきたかと思うのですが、何点が例に挙げて、その説明と、それから効果について、どういう効果があったのかというのをお願いします。

○（経済）藤原主幹

ミスマッチ解消という形で、二、三年ほど前から、系列的というか、実際に生徒さんに仕事というのはどういうことなのか理解していただくためにしごと説明会というのを開催しております。これが、各業種ごとに、いろいろお仕事をなさっている、企業で実際に働いている方に集まっていただいて、生徒さんが自由にどういう仕事なのかということを質問していただいたりとか、実際の仕事というのが、例えばセールスであれば、ただセールスだけではなくて、会社の顔なのだと、生きがいを持ってもらうための職種の説明をしたり、そういうようなことを行っております。

これにつきましては、生徒さんの参加が60名から80名くらいありまして、いろいろ自分たちの進路を決める上でプラスになったというようなアンケートの回答もいただいております。

また、そのほかに、実際に体験ということで、夏休みの期間中に、2日ないし3日なのですけれども、市内の企業さんのご協力を得て、インターンシップということで実際の現場で試してみるということもやっております、それにつきましても、事務とかではなくて、ホテルの事業を実際に行って大変苦労をしたというような感想もいただいております、今後、自分たちのプラスにするようにやっていきたいということを述べております。

また、企業見学会というのも行っております、それこそ実際に管内の企業を見ていただいて、先輩たちがどのような仕事をしているのかとか、どういう事業をしているかというようなことを見ていただくような方策もっております。

そういうような形で、生徒さんに、働くこと、それから実際の職場に出たときに心がけなければならないようなことを学生の時代からできるだけ身につけていただくように努めております。

○高橋委員

若者が地元で働き続けることができるようなものを検討していきたい、そういうご答弁なのですけれども、例えば時限的なものになるかと思いますが、若者を採用してくれた企業に対しては市としても何がしかの特典を考えるような、そういう検討というのはできないのでしょうか。

○（経済）藤原主幹

今現在、市として特別な施策的なものは行っていないのが現状なのですけれども、道や国の方で、トライアル雇用とかという形で、実際に若い方を採り入れたときに助成をするというような制度なども検討されて進められておりますので、それらの状況を見ながら、市の方でも何かできることがあるか、再度、検討させていただきたいと思っております。

○高橋委員

ぜひ検討をお願いしたいと思います。

緊急地域雇用特別交付金について

次に、小樽市内の年代別の失業率というのは押さえていますでしょうか。

○（経済）藤原主幹

現在、年代別の失業率という形では、大変申しわけありませんけれども、押さえておりません。

○高橋委員

それでは、昨日いただきました資料に基づいて若干お聞きをしたいと思っております。

緊急地域雇用特別交付金について、何点かお聞きをしたいと思っております。

まず初めに、平成13年度の事業数、事業費、それから雇用者数を教えてください。

○（経済）藤原主幹

平成13年度につきましては、事業数が12本プラス4本で16本と伺っております。事業費ですけれども、当初の12本につきましては、7,248万円、それから追加の業務で約1,300万ほどの追加を行っておりますので、あわせて9,0

00万近くとなっております。

雇用者数ですけれども、人数では、実施して 172名の雇用を生んでおりまして、そのうち新規で就業した方が約 140名ほどとなっております。

○高橋委員

この中で、雇用された方々の年代層というのはわかりますか。

○（経済）藤原主幹

全部の事業がまだ終わっておりませんが、今報告を受けています 6 事業につきまして43名ほどの新規の就労者がいるのですけれども、その分布を見ますと、20代、30代がそれぞれ14名ずつ、それから、40代が11名、50代 3 名、あと65歳以上の方が 1 名という結果が出ています。

○高橋委員

そうしますと、やはり年代的にはちょっと偏りがあるのかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○（経済）藤原主幹

年代的な偏りというか、事業の中でパソコン操作を行う事業とか、そういう事務的な事業が多い関係で、20代・30代の方が雇われるケースが多かったのかなというふうに押さえております。

○高橋委員

それでは、ＩＴ化に伴ってのデータベース化をしたり、そういうデジタル化の事業についてなのですが、平成12年、13年、14年、それぞれ事業数と事業費をお願いしたいと思います。

○（経済）藤原主幹

ＩＴの部分だけということでは出しておりませんで、後ほど報告させていただきたいと思います。

○高橋委員

わかりました。

それでは、その割合についても出していただければ、全体に対して割合幾らということです。

資料を見せていただきましたけれども、特に14年度、これからの分では、デジタル化の割合が非常に多いというふうに感じているわけです。この要因についてどういうものがあるのか、教えていただきたいと思います。

○（経済）藤原主幹

緊急雇用の事業につきましては、市で出す場合に、各部の方に事業の整理をしていただく形になっておりまして、やはりそれぞれのところの部署で市民に対するいろいろなサービスの向上のためにということで、それぞれ保存をしたりとか、そういうことを進めていく必要が今出てきているということでこういう事由が多くなったものと受け止めています。

○高橋委員

そうしますと、やはり業種的にはかなり偏りが出てくるというふうに思うのですけれども、それはいかがですか。

○（経済）藤原主幹

中にはそういうことも考えられるのですけれども、その中で、交通の段差の解消とか、そういう冬の部分も考えていただくようなところもしてまして、中にはやはりＩＴ化の方が目に見えて金額的にも大きくなっているのは事実なのですけれども、それぞれの部ではいろいろ工夫してやっていると聞いております。

○高橋委員

緊急の交付金事業ということで、なるべく全体に行き渡るような、そういう検討が非常に大切ではないかなと私は思っているのですけれども、その点についての今後の考え方についてはどうでしょうか。

○経済部次長

ただいまのご指摘のように、やはり偏った形、それから年齢的に偏ったというのは、今はまだ各部さんから出し

たいだいでいる中では、結果としてそういう形になってございますけれども、やはり要望としましては、こういった緊急雇用という形の中では、いろいろな年齢層の方、それから各種の職業の方からのご要望もございますので、今後こういった動きをしていく中では、そういう個々の年齢層に偏る、それから一方の部分に偏らないような形で各部の方にもいろいろご検討をお願いしてまいりたいという考えは持っております。

○高橋委員

ぜひお願いをしたいと思います。

次に、最後ですけれども、これは国から入ってきたお金ですけれども小樽市独自でこういう形のものができないかというふうに思うのですが、それについてはどうでしょうか。

○経済部長

なかなか難しい部分があるわけで、我々としては、やはり雇用の問題というのは、現有の施策の中でいろいろ動いていく部分も多いと思いますので、一自治体ででき得るものというのはそう範囲が広くないものですから、国の方に、そういう部分で施策を拡大するとか、新たなものをつくるということやっていただきたいということで要望はしていきたいと。ただ、独自です、こういう形で何億なりというお金をつぎ込んでやるということについては、現状では難しいかなというふうに思っています。

○斉藤（陽）委員

雪あかりの路について

小樽の観光振興に関して、佐野議員の代表質問に関連して、一、二、お伺いをさせていただきます。

まず、雪あかりの路の事業についてなのですが、今回は非常に大盛況といたしますか、よかったということです。小樽市として、市の職員が業務として支援の作業にかかわったという部分があると思うのですが、そういった人数とかは把握されていらっしゃいますか。

○（経済）観光振興室観光事業課長

雪あかりに係る職員の体制というか、その中で2月8日から2月17日まで10日間ということで、延べにしまして約105名程度の職員が従事しています。

○斉藤（陽）委員

雪あかりの路の事業については市民の参加ということが大事だと。今回はろうそく販売といたしますか、市内に61店の販売店が設けられたということなのですが、そのほかにそういう市民参加をよりできやすくするといいますか、参加しやすいような対策ということではそれ以外に考えられていることはございますか。

○（経済）観光振興室観光事業課長

このイベントを成功させるのはやはり市民を巻き込んで、市民全体のお祭りということで方向づけしないとなかなか難しい形になるのではないかと思います。そういう意味では、今年から市民の元年ということで、当然、市民の方がろうそくを買いやすいように、61カ所にろうそく販売店を設けさせていただきました。また、152町会の方に文書でイベントへの参加、協力をお願いしました。そのほか、官公庁等にも、当然、市役所も今回、2月7日からございましたけれども、そのほかの官公庁にも、ぜひ雪あかりの路のスノーキャンドル、ぜひろうそくをともしてくださいというふうに市役所の方からもPRしております。

いずれにいたしましても、こういうイベント、スノーキャンドルはいかに広がるかと、実行委員会で人手不足という部分もありますけれども、その周知方も来年からの一つの課題というふうに受け止めておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○斉藤（陽）委員

来ぶらり100選について

次に、来ぶらり 100選ですか、いわゆる観光コースの選定事業についてです。

市民からいろいろ提案を募集していくということなのですが、この選定事業の具体的なスケジュールについてはどのようになりますか。

○（経済）観光振興室企画宣伝課長

小樽観光コース選定事業、いわゆる来ぶらり 100選の選定事業でございますが、昨年の11月1日から一般の観光コースのご提案をいただくということで公募しまして、今月31日をもって公募を終了するという事になっております。その後、14年度に入りまして、この応募を受けました観光コースを整理、集約するとともに、各地域、いわゆるエリアごとの観光スポットを整理し、それに基づきまして、夏ごろを考えておりますが、観光コース選定の審査委員会の立上げを行う予定でおります。その中で、公募をいただきました観光コース並びに小樽市の観光スポットのそれぞれを材料に、100の観光コースを選定いたしまして、その後、選定された100のコースを冊子として発行をする予定でおります。

○斉藤（陽）委員

市民提案ということは非常に大事なのですが、実際のいろいろな提案の中には、各施設で取り組めるもの、あるいは、各観光業者の方が商品化するというか、なかなかそういう難しい部分だとか、そういうギャップみたいなものもあるかと思うのです。そういった現実的な調整といいますか、本当にコースとして現実化しやすいようにする、そういう調整の作業というのはどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○（経済）観光振興室企画宣伝課長

商品化といいますか、コースとして観光客の方に紹介をしていくに当たっての障害というか、問題の解決ということにつきましては、先ほど出ましたこれから設立いたします選定委員会の中で、有識者の方々、あるいは一般の市民の方々、そういった方々にご意見をいただきまして、その中でいかに魅力的なコースづくりをしていくかということで、意見を組み入れてまとめ上げていきたいというふうに思います。

○斉藤（陽）委員

3月31日が締切りということで、相当程度が応募されているのではないかと思いますのですが、いま現在の応募の状況といいますか、どのような内容のものが応募されているかということはどうでしょうか。

○（経済）観光振興室企画宣伝課長

今現在の応募件数は25件でございます。

25件の中での内容という点では、主だったところということでご紹介いたしますと、小樽市内に点在するしにせのお菓子屋さんめぐり、あるいは、坂のまちですので坂をめぐり歩いて小樽の景観を楽しむコース、あるいは、文学的なところでは石川啄木を訪ねるコース、あるいは、ファミリーで歩いて楽しむコースという大変バラエティーのあるコースが応募されてご提案をいただいております。

○斉藤（陽）委員

過去に、この選定事業ともかかわりますけれども、いろいろな観光関連団体が地域ごとにあると思うのですが、その現在の団体数といいますか、どのような団体があるのでしょうか。

○（経済）観光振興室企画宣伝課長

観光関連といいましても、例えばまちづくり関係の任意団体、こういったところも観光と関連がないわけでもありません。そこまで広がっていきますと、幾らでも観光関連団体というところが出てきてしまいますが、私どもの方で現在把握しております観光関連団体という意味では、しかも、市域でということで考えますと、祝津地域では国定公園小樽祝津観光組合、また、天狗山地域で申し上げますと小樽天狗山観光振興会、それから、朝里川の朝里川温泉組合、この3団体が観光関係団体ということで認識をしております。

○斉藤（陽）委員

地域的な観光資源といいますかね、小樽のいわゆる小樽観光といいますと、運河周辺ですとか堺町ということで集中しているということがよく言われるのです。今言われました祝津ですとか天狗山、あるいは朝里、そういった各地に点在する観光資源を有効活用といいますか、お客様が回遊できるような、そういう道つけをするということも非常に大事なことになると思うのですけれども、そういった場合に、各地域ごとの意見ですとか要望ですとか、そういったものを調整をするといいますか、取りまとめて全体的な流れをつくっていくという機関、当然、観光協会さんとかそういった誘致促進協ですか、そういったところもあると思うのですけれども、そういうまとめをする仕組みといいますか、そういったものについてはどのようにお考えでしょうか。

○（経済）観光振興室企画宣伝課長

先ほど申し上げました三つの地域における団体につきましては、今現在、小樽観光誘致促進協議会、いわゆる誘致協にも加盟をしておられる団体でございます。委員がおっしゃるとおり、地域間の調整を図って回遊性を高めるという必要性は当然ございますし、その趣旨から来ぶらり 100選の選定ということも考えております。

それぞれの団体が加入しております誘致協が、このそれぞれの地域特性を生かすような観光振興策、そういったものを団体の中で集約をして、小樽市全体の観光振興策にまとめ上げていく必要は当然あると思いますので、これにつきましては、これまでもそういう方向では審議をして事業展開をしているところでありますが、より一層、そういった観点をもちながら、観光振興というものに、小樽市、それから団体を含めて検討していきたいと思います。

○斉藤（陽）委員

滞在型観光ということについても代表質問で取り上げて質問しているのですが、滞在型ということになりますと、宿泊、いわゆる夜間の部分というのが非常に大事になってきます。観光施設の中で、いわゆる夜間営業している施設が少ないということがいつも問題になるわけですが、そういう施設がないからお客様にいらっしゃっていただけない、お客様がいらっしゃらないので営業できない。そういうどちらが先かという話にいつもなるのですけれども、この点の打開策といいますか、どういうところから手をつけていくというふうに考えていますか。

○（経済）観光振興室企画宣伝課長

何度も申しておりますが、来ぶらり 100選の中に夜の観光コースといったものも盛り込んでいく予定であります。その中で、では、夜の魅力的な観光資源ということで考えますと、季節にもよるところがございますが、春から秋にかけてはやはり夜景ですね。旭展望台、天狗山、それから毛無の展望所、こういったところから見える小樽の夜景、それと、商店街は確かに夜には明かりを消す時間が早いというお声も出ておりますが、飲食店につきましては実は夜遅くまで開店をしておられるところが多々ございます。なおかつ、港まちならではの飲食店も多々ございますので、こういった夜景のコース、これも山からの夜景と海からの夜景がございますので、そういった夜景を見るコースと飲食といったものをうまく組み合わせたコースというものを提案していきたいと思っております。

○斉藤（陽）委員

今の夜景の話ですけれども、夕方から夜間にかけて、今また例が挙がっておりました旭展望台だとか天狗山、毛無山の展望台、あと、夕焼けというか、夕方の景色としては祝津の海岸の夕日だとか、また、夜は手宮公園からの夜景というのも結構いいわけですね。今の中で小樽市が直接そういう管理をされているところはどこになりますか。

○（経済）観光振興室観光事業課長

展望所の小樽市の管理のことですけれども、393の毛無山の展望台、それから、旭展望台、祝津の展望台という3カ所を観光振興室の方で管理しております。

○斉藤（陽）委員

そういった市で直接管理をされているところというのは、名勝があるわけですが、そういった部分をより改良するというのは、施設としての改良、それから、その活用方法、そういったものがこれから非常に大事になると思うのです。具体的に、今、市が管理している部分についての改善のめどといいますか、方向性というか、

そういったものは何かないですか。

○（経済）観光振興室観光事業課長

各展望所の改善というか、基本的には観光客の方がたくさん来られる場所ですので、やはり、清掃関係をきちんとすることがまず第一ではないかと。それから、基本的に、高いところでありますので、事故のないように安全策をきちんとする。今のところはこの３カ所については大体整備が終わっていますのでそういうことはありませんけれども、そういう観点の方向で進めていくことが大事だと思います。

○斉藤（陽）委員

今の祝津の部分でちょっと気になったのですが、先日の新聞報道でホテル天望閣さんが破産ということが報道されていました。この原因、経過、それから、施設管理上、現状どうなのか。また小樽あるいは祝津地域、又は小樽全体の観光への影響というのがあると思うのですが、そういった部分ですとか、また、今後の施設自体が閉鎖、解体されるとか、それはどうなるのかという見通し等について市では押さえてございますか。

○（経済）観光振興室企画宣伝課長

3月4日に破産の申出をされました天望閣の状況につきましては、私どもも新聞報道の内容でしか把握しておりません。報道によりますと、原因はいろいろあったかというふうに出ておりますが、修学旅行客が主なお客様ということで営業されておられたようですけれども、新しいホテル等が進出というか、建設されたことによって客足が落ちたということが大きな原因ではないかというふうに見ております。

現状は今のままではあるのですけれども、祝津地区の中での影響ということを考えますと、やはり高台にある施設でございますし、祝津の中でも中心的な施設のの一つと。しかも、先ほどからご意見のございます祝津展望所の上にある大変人目につくところ、目立ったところにある施設でございますので、そういう点では祝津の観光を考えた上では、今の破産の状態で放置されるということについては大変残念なことだというふうに考えております。

ただ、今後の天望閣という建物がどうなるのかということにつきましては、私どもは現在把握しておりませんので、その点は、私どもも破産管財人等に確認ができましたら伺っていきたいというふうに考えております。

○斉藤（陽）委員

小樽ゆらぎの里について

最後に、今後の小樽観光の振興で、新しい部分なのですが、観光クラスター研究会ですか、小樽ゆらぎの里の研究が行われているということで、これにも支援をしていきたいということなのですけれども、今現在、どのような研究開発が行われているのか。途中経過になると思うのですが、報告していただけるものがありましたら、おっしゃっていただきたいと思います。

○（経済）観光振興室企画宣伝課長

観光クラスター研究会小樽ゆらぎの里でございますが、ご承知のとおり、昨年の5月17日に設立をされまして、以後、三つのワーキングに分かれて研究が進められております。

物づくり部会、郷土研究部会、イベント部会ということでそれぞれ研究を進めております。

具体的な点では、物づくり部会におきましては、朝里川温泉の地下水を使って日本酒をつくる、あるいは、朝里川の地場で産出されますワインをもとにしたハーブワインづくり、あるいはミネラルウォーターづくり、こういったものを手がけておりました。温泉水を使ってお酒をつくれないうということも研究されましたが、温泉水は汚いという見解がございまして、それは断念をしたそうです。

ただ、最近になりまして、雪あかりの路のイベントに合わせた形で試飲会を開催いたしまして、なおかつ、東京、大阪でも試飲会を開催して、その名称につきましてアンケート聴取して、これからの日本酒づくり、ワインづくりにそれを反映させていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、郷土研究部会は、朝里川温泉地域というものが訪れるお客様にどのような印象で受け止められるか、

どのような満足を提供しているか、いわゆる顧客満足度調査、ＣＳ調査と言っていますが、それを昨年10月24日から始めまして、これは商大のＣＤＣが実際に手がけている事業でございますけれども、その集約が来週18日に公表されることになっております。

最後に、イベント部会でございますが、これは朝里川温泉で開催されます9月の秋の収穫祭、こういったものにも参加いたしまして、なおかつ、11月14日には、これは昨年でございますが、ビジネス講習会、こういったものも朝里川地域に呼び込んで開催していくということです。イベント部会におきましては、職人の会と提携をいたしまして、職人技術を観光客に提供できる職人工房、こういったものも開催することができないかどうかということで、実験的なことも含めて研究をしております。

以上でございます。

○ 斉藤（陽）委員

あと1点だけですが、代表質問の答弁でもいただいたのですが、後志20市町村が進めている滞在型観光交流空間づくりモデル事業、この事業の整備基本構想というものが間もなく出されるということで、この方向性といえますか、モデル事業でどういうことを考えているのかなということをお聞かせください。

○（経済）観光振興室企画宣伝課長

委員のご指摘にありましたように、滞在型観光交流空間づくりモデル事業につきましては、この3月25日に、この事業の検討協議会が開催されまして、その中で構想が提案されるということになっております。この前段としてワーキングが開かれておりまして、これは、この事業の中では後志圏を五つのエリアに分け、小樽市はこの中で都市観光エリアに属してしまっていて、その中での五つのワーキングが集められております。その中では、エリア別の課題、それから、後志圏全体の共通課題ということで、課題の克服に向けての整備構想がこの25日に提案をされるということになっております。

○ 斉藤（陽）委員

主な方向性といえますか、何を目指すのか。いわゆる滞在型観光ということが中心だと思うのですが、具体的にどういう構想を考えられているのかという部分についてはどうですか。

○（経済）観光振興室企画宣伝課長

先ほど申し上げました五つのエリアそれぞれが、こういった地域の魅力あるいは特性、こういったものをいかに磨き上げて、これを観光客に提供していけるか。それから、エリアごとのそれぞれの特徴づけといえますか、魅力づけをして、その五つのエリアがそれぞれネットワークをつなげることによって、後志圏の中で観光客の回遊性をいかに高めていくことができるのか、そういうネットワークづくりですね。それから、共通の課題といたしましては、後志圏の中で情報のネットワーク化がいかに可能か。そのためには、当然、観光案内所もネットワーク化をしなければなりませんし、情報の共有化も、観光客は、どこにいても、いながらに後志観光の情報を共有できる、享受することができるという体制をとることができる。あとは、交通対策あるいは環境対策、失業対策ということでこの整備構想の提案を上げております。

○ 委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○ 渡部委員

午前中、運輸局に申入れをしてきました関係もありまして打ち合わせがなかなかできなかった点がございまして、一般質問に基づいて、再度、具体的にお聞きしてまいりたいと思います。

地方港の規制緩和について

まず最初に、地方港の規制緩和です。

答弁での受止めが少し違っていたのかなというふうに思います。

今までは、6大港を中心とした9港の規制緩和です。この点についても、早くから質問をしてきまして、一昨年の11月に、改正港湾運送事業法として施行になりました。その時点から、9港なら9港が先行してということになってきた場合、地方港にもたらす影響は非常に大きいものがある。したがって、規制緩和にかかわる問題はしっかりと受け止めて地方港対策も今からしていかなければならないと、もう何回も質問させていただきました。

質問の要旨は、9港の規制緩和の段階から質問をしてきて、その動向を注視してまいりたい、その動向によって対応を講じてまいりたい、そういう答弁でありました。今、昨年の12月11日に、総合規制改革会議は地方港の規制緩和を打ち出しました。14年に検討し、15年には結論を出したいと、今までにないスピードで実はこれを実現しようとしています。それは、9港における前段の規制緩和の中で十分に話し合われてきたことであるから、その取扱いということであります。ですから、9港のときに質問をして、一定の答弁、あるいはいろいろな申入れをしてきて、そのことが地方港にどういう影響をもたらすのか、その対応についてどう考えておられるか、その受止めの質問であります。

同時に、今、また間近に今度は地方港の規制緩和が入ってくる。大変な問題である。これらに対しての具体的な対応ということをどのように考えておりますかと、こういう質問であります。決して、昨年12月11日に出された総合規制改革会議の内容ということでの質問ではなかったはずだと思います。

しかし、そのことが前段の中で市長答弁の方から出ておりますので、受止めという点では変えていただいて、現在までの影響、地方港にもたらす影響、そして、今もう間近に地方港が規制緩和されるというその面のいわゆる対策なり、それから具体的にどう講じていくのかといった面の質問をしているところでありますので、再度お答えをいただきたい、そう思います。

○（港湾）港湾振興室白岩主幹

規制緩和の問題でございますが、今、委員がおっしゃいましたように、昨年12月の総合規制改革会議が施行ということについては、14年度に検討を開始し、15年度で結論づけをする、そのような方向づけをしております。地方港というと、小樽港も含むわけですが、当然、先行しております主要9港に比べますと、取扱貨物量はかなり少なく、小樽につきましては港運業者自体も、それぞれの例えば船内荷役なり沿岸荷役なり、そういうふうな形で分業しておりまして、体制がとれておりませんので、そこら辺の部分では非常に影響が大きいのかなと、そんなような状況で思っております。

それで、そこら辺の部分の動きがございますので、小樽市としましては、今申しましたようにそういう動きを注視しながら、当然、港湾業界、小樽の港にとりましては港湾は非常に大きい基幹産業の一つでございますので、そこら辺の部分で港湾業界の方と協議しながらどのような対応をしていけばいいのか、そこら辺の相談をしながら、今後、対応していかなければならないと、現在はそのような考え方でございます。

○渡部委員

6大港の規制緩和が議論されているときは、今のお言葉というか、お答えで受け止めるわけですがけれども、もう14年から検討して15年に結論を出す、そういう時期に入っています。

それでは、具体的にお聞きしますけれども、地方港が一つ規制緩和ということになってきた。具体的にどういった影響があるのか。また、その点ではどういうふうにとらえておられるのか、お聞きしたいと思います。

○港湾部長

この規制緩和でございますけれども、先ほどお話がございましたように、平成12年11月に施行されてございまして、1年ちょっとたつわけでございます。当時は、やはり港湾運送事業法の加入の問題、それから料金の問題、そういうものを早急に緩和していこうということでスタートしてございまして、そんな中で、一つは24時間フルオープンも含めて施行をしてございます。これは先ほどお話しもございましたように、6大港、9大港が先行してや

ってきているわけでございます。この問題につきましても、１年たっているわけです。実際問題、先ほどちょっと主幹の方からも触れさせてもらいましたが、やはり主要港もやってきてはいるのですけれども、運送事業法というのは、歴史がございまして、過去にもいろいろな経過があるということの中で、急に規制緩和が施行されてきたからといって、早急には各地方港までも及ぶというのはなかなか難しいだろう、いろいろな問題があるだろうということで、その辺は指摘されてございます。

ですから、今回も、９港の例を見ながら、地方港に及んでいこうということは、14年度にいろいろその問題点を検討して、15年度に向かっていこうということでございますので、私どもの地方港に対する問題点が今これから国の方においても検討されると、この問題につきましては、具体で言いますと、例えば料金問題だとか、事業者の参入、こういった問題が地方港ではなかなか難しい問題があるのだなということを我々は聞かされておりますので、こういったものも含めて、国の方では調査なり研究をするという話を聞いてございますので、その辺を見ながら、私どももこれから、規制緩和に向けて工夫をしながら対応していきたい、このように思っております。

以上です。

○渡部委員

規制緩和そのものだけを受け止めていったときには、６大港、つまり９港が先行している状態のそのものの中に地方港に当てはめるといえるのは、これは無理がある。なぜかということ、お話がありましたように、事業所そのものが小規模である、また、体制もできていない。問題は、９港の規制緩和が動き出したそのものは、港湾にはっきりと市場原理、競争原理、それから、荷主、利用者が力を持って港湾に対する要請をしてきている。簡単な言い方をすると、ダンピングですね。幾ら幾らでやらなければ、おまへのところにはやらせない、ほかならやるところがたくさんあると、そういうものがやはり出てきています。同時に、物流コストの低減ということです。物流の効率的推進化、そういうものが現にもう出てきているのですね。

そこで、そういった流れと歴史的に見てきた小樽港というものを考えたときにどうなるか、そのことなのです。それは、しっかりと見ていかなければならない。小樽港の場合、ほかの港に比べてどうなるのか。それから、物流コストと効率化とのかかわりはどうなのか。もろもろの影響等をしっかりと見ていかなければ、確かに、地方港に何から何まで法改正をしてがんじがらめということについては、９港とまた別の緩和されたそのものが出てくるかもしれません。

しかし、港に船が入ってこない。港の活力が低下している。そういう現象というのはやはり目に見えているのです。ですから、港湾サービスを含めて、物流の効率化の推進、そういったものをやはり考えていかなければならない、そういうことがもう間近に迫られてきている。これは、規制緩和ばかりの問題ではなく、港湾そのものが背負った宿命の中で他港に打ち勝つ、競合に勝っていけるという港湾体制をどうつくり上げていくのかということが重要な課題でありますし、取り組んでいただいているというふうに思います。

ただ、何回もこのお話をしますと、関係団体なり、業界とも十分に相談しながら。しかし、その港というものをどう生かしていくのか。活力を見出していくということになった場合、港湾なら港湾が、いわゆる一つの方針なり政策をしっかりとそこでつくり上げて進めていくということが大事ではないのかなと。規制緩和の問題と日常における取組というものをしっかりと、小樽港の存在性を高めていく、このことが大事であろうというふうに思います。

そのことをしっかりと受け止めていただきたいというふうに私は思いますけれども、いかがなものでしょうか。

○港湾部長

地方港への影響ということでございまして、確かに、小樽港は貨物量が減ってきてございます。これは、全国的な景気の低迷によりまして、物の動きがないということの中で、小樽港ばかりではないのですけれども、大方の港がそういった傾向を示している中で、小樽港も例外ではなく貨物量が落ちております。こういう実態の中に、今お話

がありました規制緩和による事業の参入要求の問題、先ほどダンピングというお話がございましたが、その部分についてはまだ私どもも具体的に幾らでどうなったのだということは聞き及んでおりませんが、確かにこのダンピングの話は、例えば小樽港以外の港で、苫小牧あたりでそういったお話が出ているということはちょっと伺ってはあります。

ただ、小樽におきましても、やはり中小と言える企業が多い中で、今言った小樽港をこれからどうするのかということになりますと、やはり規制緩和の中で大手が参入してくる可能性が十分考えられるということもございますし、そんな中で小樽は従来から活動される企業の方々が協力し、体力をつけていくことが一つはあるだろうと。この辺の話も、民間の方々に意見を伺っているのですけれども、なかなか具体に向かっての組織づくりといいましようか、そういうお話合いというのはなかなかされていないように我々も見受けられまして、一般質問にもございましたように、今後、私どもも小樽港の在り方だとか、そういったものも含めて、業界とも、一度、今後の小樽港の在り方についてどういう方向で取り組むべきかということで一度お話を聞いてみたい、そんなふうに思っております。近いうちに、そういった会合の中で、業界の方々も含めて、取り組む方向性をつくり出していきたいなと、こんなふうに思っております。

○渡部委員

ご指摘の点はよくわかります。

2月19日に、北海道の地方港を何とかしていかなければならない、将来的な展望を見出していく、今、何が必要かということで、北海道港運協会と懇談会を開催していく、地方港における港湾対策会議の設置を申し入れました。そこで、もっともっと現状の港湾の中で、港湾運送事業者あるいはそれにかかわる団体が何をしていくべきかというその議論をしてございます。

また、当然ながら、運輸局の方にもその旨の話を、今日ばかりではなく、1年半前にもなるわけですが、今進めております。これから大事な問題を抱えることになりますので、しっかりとこちらの方も進めていきたい。

ただ、部長が代表して受けてください。

とかく、話をしますと、貨物の減少は小樽ばかりではないと。それから、人口の問題ということになると、小樽ばかりではないということがあります。問題は、確かに景気低迷だとか、長引く不況、それから本市の抱える経済状況という上からすると、それはそのとおりかもしれない。

しかし、やっぱり、頑張っているところは頑張っているのですよ。それから、全体的に沈んでも、立ち上がりが早いのですよ。小樽の場合は、沈んでいったときに、その立ち上がりというのは非常に時間がかかる、またそういう環境にあるということでもありますから、ただ単にそればかりを理由にするということではなく、もっと前向きな面で考えていくことが大事だろうと私はそう思います。

港湾の対策会議について

引き続いて、お聞きいたします。

これは、港湾の検討会議というか、対策会議についてお聞きいたしました。この会議は、いつごろから、どのくらいをめぐって、そしてどのような検討を行おうとしているのかということで、一般質問でお尋ねいたしました。1月から立ち上げて、庁内の検討会議で方向性の話をされた。これに関して、どのくらいをめぐってというめどの答弁がなかったように思います。それから、どのような検討をということですが、

答えられている印象としては、やはり、ハード面が主体的なのかなと。これは、港湾秩序に基づく、そして今、地方港の規制緩和の話などもいたしましたけれども、こういった面というのは、この検討会議の中で話をしていくというそのものがあるのかどうか。むしろ今は、小樽も守りの体制に入っていますし、守りもそれで食いとめていけるのであればいいのですけれども、守りの姿勢というのはまだまだしばらくの間は続くのではないのかなと。

そうしますと、ハードそのものよりも、ソフト的な取扱いということをもっともっと真剣に考えていかなければ

ならないのではないのか、そのような気がしておりますけれども、この点も再度お答えをいただきたいと思います。

○（経済）港湾振興室白岩主幹

これまででも、貨物量の増加に対しまして、うちとしましては、小樽港貿易振興幹事会などと連絡をとりまして、官民一体となって貨物量の、そういうふうな形の強化に努めております。船舶が大型化してきているとか、ユニットロード化してきているとか、そのようなことの対応のために、港湾機能の整備も進めてきております。

ただ、残念ながら、委員からご指摘がありますように、一般貨物につきましては、13年度、前年度に比べまして5万7,000ほど減っております。

今後、先ほども言いましたように、規制緩和、そして、今みたいに大型化なり、ユニットロード化の物流の変化、このようなものにおいて、道内の各港湾におきましては競争が激化していきだろう、このような予想は立てております。

そのようなことから、何かよい解決策と言ったらあれなのですけれども、何か手だてはないかという形の中で、今年の1月17日に、そういうふうな形の部分で、広い視野から全庁的検討をするために検討会議を立ち上げております。中身を見ますと、ハードの部分が多いどうのこうのというような形のご指摘もございましたが、今も申しましたように、規制緩和なり、そういうような流れが当然出てきておりますので、この会議の中ではその辺も含めて協議をしていかなければならないのかなと、現在そのような考えでおります。

それで、めどにつきましては、なかなかいつまでという形での説明ができればよろしいのでしょうかけれども、いろいろハード・ソフト、例えば貨物量をどのような形で誘致していけばいいのか、そのような部分とかも含めまして、なかなかいつまでどうのこうのという部分の説明はできないもので、そういうテーマ、課題を、一つずつ、順次解決に向けて検討をしながら、何とか小樽港の貨物量の増大につなげてまいりたい、そのようなことで考えてございます。

○渡部委員

確かに、いつごろをめどにということについては、その設定というのは難しいのかなと。けれども、これも、事あるたびに話していますように、この4月から、部長からお話がありましたように、365日、24時間フルオープンに関して、苫小牧は、行政サイドを含めて合意いたしました。動き出すのは、実際は1年後か2年後かということになりますけれども、一応はまとめたというこのインパクトは非常に大きい。それが一つです。それから、釧路は、この秋に韓国の定期航路を何としても誘致したいという動きで今一生懸命頑張っております。片方、石狩湾新港は、平成16年に西地区において14メートル水深の一部供用開始が完成かということです。そのほか、16年には苫小牧東港も、やはり一部供用開始と。

そういうものの動きというものをしっかりと見ていかなければならない。どうしても、利用者サイドというのはそういう面に向けながら動き出していく。小樽港は、今年の秋に中国定期航路開設という大きなインパクト、あるいは、来年の春早々という面でありますと、それはそれで一つの動きという、重みということ、そして、それにまた連動する上でのいろいろな動静というやつがかかわってくる。

しかし、残念ながら、今日、小樽港ということで見えていったときに、何かそのインパクトの面がなかなかとらえにくい。そうしているうちに、14年、15年、16年ということの中で、今度、ほかが動き出すといったときに、小樽港の存在というのは何なのだろうと。これは、やはりしっかりと見ていく必要があるのではないかなと。もちろん、目指しているコンテナ航路誘致のためにも頑張っていかなければならないわけですが、そういう動静とのかかわりということもしっかりと見つめながら、検討会議なり、対策会議というものを進めていただきたいというふうに思うわけですが、いかがなものでしょうか。

○港湾部長

今、委員の方から各港の動向についていろいろお話がございました。

私どもも、確かに、他港に比べてこれといったインパクトを与えるようなものは今のところないわけですが、従前からお話ししてございますように、中国定期コンテナ航路、これの実現ということがあるわけですが、これにつきましても、もう少し時間がかかる部分がございますが、大きな一つの課題でございますので、これに向かって取り組んでおります。もう一つは、ロシアとの間で結んでおりますホルムスク港との定期航路、これらなんかも順調に今１カ月に一度の定期航路が来てございます。これも、やはり対岸貿易と我々が掲げている一つの大きな目標でございますので、これにも力を入れていこうということが主体でございます。

今お話がございましたようにそういった他港の状況を見ながら、動向を見ながら、小樽も何とか形をつくっていかねばと思ってございますので、先ほどお話ししました検討会議の中でもそうございますけれども、業界とも官民一体となって何とか小樽をもう少し活力あるものにしていきたいなと思って今頑張っているところでございます。この辺につきましても、再度、業界ともそういう話を含めて、懇談会の場を一度設けまして、どういう方向で進めばいいのかということを含めて議論をし、何とか明るい話題を提供できるように頑張っていきたい、このように思っております。

○渡部委員

地方港湾審議会について

今お話がありましたように、小樽港の活力に対する動きや姿勢がなかなか見えないということで、これも一般質問でお聞きいたしました。一つ地方港湾審議会もということで、地方港湾審議会は条例上そういう条例になっていないから難しいと。けれども、港湾業界なり団体とは十分な話し合いをしてみたいという言い方でした。この地方港湾審議会にかかわる条例というのはそんなにがちがちなものなのでしょうか。

続けて、お聞きいたします。

ここに書かれている第８条とのかかわりはどうなのでしょう。

確かに、前条における面ではがちがちという枠組みを組んでおりますけれど、第８条に掲げている条文、項目からしますと、これは、地方港湾審議会においても協議できるものというふうに解釈するわけですが、いかなものなのでしょうか。

○（港湾）港政課長

委員がご指摘になっておりますとおり、条例のつくり自体は、確かに港湾計画に始まりまして、港湾環境整備対策と、いわゆるそれらのものについて市長が諮問いたしまして、それについて建議するというようなことがこの審議会の趣旨でございます。

ご指摘がありました第８条につきましては、確かに、審議会の運営について必要な事項は会長が審議会に諮って定めるというようなことで、含みの持った事項といえますか、そういう形はございます。

私どもが考えましたのは、確かに、この審議会の本来といえますか、そういう趣旨を若干膨らませてその中で議論するということも確かにあるのですが、例えば同じメンバー、同じ方に出てきていただいて、それを懇談会というようなやわらかい場で実態としてそういうような議論をしたいと。そういうような方法もあるのではないかと。ということで、極力、審議会というものはそういうような本来の趣旨のものにしておいて、また場所をかえてもいいですか、形をかえて実質的な議論をしていきたいと、そういう形でご答弁をさせていただいたということでございます。

○渡部委員

とにかく、港湾計画だとか市長の諮問する面に関して審議をして建議する。そうでなければ、１年でも２年でも３年でもということになりますね。たしか去年の早々に開催されたとき、しばらく開催がなかったので、会長は何か別の面で話し合うというか、そういう面もあってよろしいのではと、そういうのがちょっと印象的に頭にありました。

今大事なものは、港湾計画はどうだ、何の進捗状況はどうだということよりも、小樽港の活力をどう見出していくのか、そこに英知を結集する。そのための懇談なり、あるいは、お互いに努力し合うというそのものがあるのではないのかなと。また、提起しなければ、なかなかそういう場面もつくっていただけないのかなと。それで、地方港湾審議会ということで、当時、会長のやわらかい話もそこにありましたので、この手の提起をしてみました。

もし、課長の今の話のように、別の角度で小樽港を考えていく、そして、小樽港の在り方はこうしていこうという場面で、本番なり、あるいは協議できる、そういう場面を考えていただけるのであれば、そのことはやはり早急に進めていただきたいなというふうに考えます。

と同時に、とっかかりでお話ししました規制緩和の問題なり、それから他港との競合にかかわる問題、それから避けて通れない物流効率化、そういう面については、局との関係なり、港湾事業者なり関係団体とも協議を進めていく、そのこともしっかりと受け止めていただきたいというふうに思います。

今日も局へ行きましてお話をしましたら、小樽市の港湾部は非常に遠慮深いと、これは、去年もおととしも僕は言われているのですよ。もっともっと、やはり国としても、港湾計画にかかわって、それからそこに活力を見出すために話をしたいと。これは運輸部長みずからそういうお話でありますし、今日は港務課長とも話をしてきましたけれども、遠慮なく声かけをしてほしい、ぜひ小樽港の在り方なども含めて話をしていきたいと、そういう面もあります。

当時、365日、24時間フルオープンのために私がお話ししましたように、苫小牧だけではだめですよ。苫小牧一極集中で今あるのに、さらに苫小牧だけやってしまったら、ほかの港はみんなつぶれてしまいますよと。だから、苫小牧の後は今度はほかの港、そして、次が終わったらほかの港ということで、その港の将来展望を含めて運輸局は責任を持って会合の場をセットしていただけますよと、その約束事もしっかりとしております。

平成14年、今年は釧路港を行うということです。恐らく、来年には小樽港ということになるかと思いますので、もっともっと外との関係においてお互いに知恵を出し合うなりして、小樽港の将来的な在り方、もちろん現状認識に立って対策を講じていくということ等も含めて、取り組んでいただきたいというふうにお願ひするところです。

いかがでしょうか。

○港湾部長

今、お話にございました審議会とのかかわりでございますけれども、これにつきましては、先ほど港政課長の方からお話ししてございます。

一つは、条例なり、法で決められた内容の中で審議会の中で活動してございます。それ以外に、港湾管理者の裁量といいましょうか、判断によりまして、例えばうちの港でいいですよと、臨港地区の指定とか分区条例、こういうものは当然あるわけですが、そのほかに勝納ふ頭とか中央ふ頭の土地利用、それからまた、港湾関係業務に携わる者の港湾行政に対するいろいろな積極的、継続的な重要な指針となるようなことを過去に話をしてきたことがございます。

そういう意味では、地方港湾審議会の中でなじむかどうかは一つあるわけですが、先ほどお話をさせていただいた中に当たりまして、私どもとしては、地方港湾審議会は審議会として一つの機能を持ててもらいますので、それとは別に、先ほどお話しさせていただきました業界との懇談会を別立てで立てながら、その中で規制緩和などの動向も見ながら、どういった方向に進むのかということを含めて、これから議論していきたいなと、こんなふうに思っております。

もう一つ、運輸局から相当遠慮しているようなお話がございましたけれども、私どもは、その辺はこれからもう少しコミュニケーションといいましょうか、私どもも勉強させていただきながらおつきあいさせていただければなと、こんなふうに思っております。私どもとしては、これからも、一緒に何とか小樽の港のために取り組んでいきたい、こう思っております。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時00分

再開 午後 3 時40分

○委員長

休憩前に引き続き会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党。

○北野委員

デフレ対策について

市長に尋ねますが、高階議員の代表質問に対して、デフレ対策に期待する、こういうふうに答弁されていませんか。今後、小樽市の財政をどうするかということに対して、景気回復するということを基本にしながら、そのデフレ対策の内容について、これは市長でなくてもいいですけども、これは何々か。そして、市長はここのどこに期待をするというふうになっているのか、お答えいただきたい。

○（財政）財政課長

デフレ対策の中身ということですけども、経済財政諮問会議の方で総合デフレ対策を決定しております。その中身につきましては、大きく分けまして5点ほどございます。不良債権の処理の促進、金融システムの安定、それから市場対策、貸し渋り対策、金融政策となっております。

○市長

今のデフレの状況をどう克服していくかというのが、今の日本の経済にとって大変大きな課題だろうというふうに思っています。この対策につきましては、経済専門家の間でもいろいろな意見があって、意見が分かれている状況です。ある経済学者の方が言っていたんですけども、現在の経済学では、現状の日本経済を解決できないという極端なといいますか、そういうことまで言っている経済学者もいる状況でございます。

そんな中で、いろいろな意見のある中で、今ありましたように政府の財政経済諮問会議がデフレ対策の第一弾として、五つの柱といいますか、こんなものを打ち出したわけでございます。やはり、私としては、どれがということではなくて、全部がうまく着実に進むことによって、こういう状況が克服されていくのかなと。竹中さんに言わせると2年くらいだというような話をしていますけれども、既に株価の方も空売り規制策をした途端に1万2,000円くらいまで上がってきていると。それが限界かはわかりませんが、そんな話もあって、やはりこういった対策が着実に進んでいくと日本経済も回復してくるのではないかなというふうに期待しているということです。

○北野委員

今、市長に伺ったのは、市長の答弁の中で、我々が考えて矛盾する内容の答弁なのですね。議会の答弁で出ているから聞いているのですよ。

高階議員の質問に対して、個人消費が伸び、景気が回復して、本市経済全体の活性化が図られる、これは正しいと思うのです。

ところが、一方では、今、市長がおっしゃったようにデフレ対策に期待すると。課長が述べた五つのことを総合的に実行していけば何らかの効果があるのではないかと。つまり、デフレ対策で景気がよくなるのではないかと期待があるわけです。私は、そうではないと。

たくさんの方がありますけれども、一つは課長の答弁の一番最初にありました不良債権処理の問題です。これは、話は大きなことではなくて、小樽商工信組の不良債権処理がどう行われたかということをとれば、そういうことがどんどんどんどん拡大していったら、倒産だけが出てくるのではないかと心配があるのです。

経済部に聞きますけれども、商工信組の倒産にかかわって、不良債権の問題が実際に皆さんの身近な問題として取り扱ったと思うのですけれども、この中で、不良債権処理というのはどういうものだったというふうに認識していますか。

○（経済）中小企業センター所長

不良債権というのは、リスク管理債権と金融再生法による回収債権がございますけれども、私方は若干違うのですが、破たん債権、延滞債権、それから貸出条件緩和債権などの不良債権があつてということになっていると思います。

○北野委員

銀行や金融機関の側から見れば、貸しているお金が、この不景気の中で予定どおり入らなくなった、だから、貸出条件を緩和して1カ月の返済金を少なくするとか、あるいは期間を延長するとか、さまざまなことをやるわけでしょう。手形ジャンプ処理とかも含めてね。そういうような貸出条件緩和も不良債権に入れたら、これはやはりうまくないと思うのですよ。そして、今は正常債権であっても、この不景気の中で思うようにいかないということで銀行に対する返済がちょっとでも滞れば、これは不良債権と言うのですよ、全部、銀行の側からは。だから、これを1年とか2年で全部処理しろということになったら、それはやはり中小企業が倒産することになるのではないかと心配なのです。

だから、デフレ対策で不良債権の処理を掲げているのは、これはあべこべだと。市長がおっしゃったように、経済学者の中でもいろいろ意見があるというのはそこなのです。そんなことやって、かえってだめだと言う学者の方が多いのですからね。これは保守系の経済学者含めてね。やはり、実体経済の景気を回復するようにしなくてはだめだというのが筋ですよ

そういう点で、私は、市長の答弁というのは、同じ項目に対する答弁だけでも相反する内容のことが書かれているという点ではいかがかと思っています。これは、後日、またこの問題については論議したいというふうに思います。

フェリーの動向について

それから次に、フェリーの動向について伺います。

新聞報道によれば、苫小牧で営業している、全国的にも営業しているのですが、近海郵船フェリーが、北海道と北陸に、フェリーというか、船を就航させるという報道がなされているのですけれども、これについて港湾部で押さえている点があれば、詳しく報告してください。

○（港湾）港湾振興室白岩主幹

今、委員からのご質問がありましたフェリーの関係ですが、私どもも業界新聞の状況を出しておりません。

それによりますと、近海郵船が北海道と北陸を結ぶ日本海航路へ投入する予定の船につきましては、貨物をトラックやフォークリフト、これらのもので積みおろしするために、船尾、後ろの方ですね、それとか、横の方にゲートを有する大型のローロー船というようなことで承知しております。規模につきましては、総トン数で9,800トンほど、そして、長さが156メートル、速力23.7ノット、12メートルトレーラー125台、乗用車100台の積載能力がある船舶を、11月竣工予定で建造申請をした、このように承知してございます。

○北野委員

小樽港への影響はどうなりますか。

○（港湾）港湾振興室白岩主幹

現在、北陸と小樽を結んでいるような形のフェリーで対象になるのは新日本海フェリーかなと、そのような状況を考えてはございます。平成13年の小樽港と敦賀を結んでいる貨物につきましては、783万トンほどの貨物量の運搬がございまして、車両といたしますと小樽に来る分と小樽から出ていく分で11万台ほど動いてございます。そのようなことから考えますと、仮にの話で恐縮なのですが、仮にそういうような部分が出てきたら、そこら辺の影響が出てくるのかなと、そのような感じで考えてございます。

○北野委員

ところで、小樽港における休日明けの、新日本海フェリーで貨物の積残しが出ているということも聞くのですが、過去1年間、あるいは2年間でもいいのですが、貨物の積残しの出た日数と貨物量を押さえていますか。

○（港湾）港湾振興室白岩主幹

大変申しわけないのですが、その部分の資料を持ち合わせてございません。

先ほどフェリー会社の方に確認をしたのですが、担当者不在ということで情報をとれませんで、後ほど、確認がとれて教えていただけるような状況でございましたら、お伝えしたいと思います。

○北野委員

教えてもらえなかったら、答弁しないということですね。

これは、頻繁にはないみたいですが、休日、連休だとか何かがあって、作業が休みのとき、休日明けのフェリーで積残しが出て荷主から苦情が出ているということを耳にいたします。

しかし、それでも港湾部の話によれば、平日は若干の空きがあるから、フェリー会社1社で十分に貨物が間に合っているとこういう説明なのです。そこへ、近海郵船が主幹が今答弁したような形で参入してきたら、小樽港は影響を受けるということは間違いないのですよ。

フェリー会社1社で間に合っているところに、なぜ、近海郵船が、親会社は日本郵船ですよ、ここが参入してくるのですか。その動機、背景はどう押さえていますか。

○港湾部長

小樽の新日本海フェリーで荷物の積残しが出るというお話でございますけれども、これにつきましては、私どもの伺っているのは、確かに船のローテーションから月曜日と土曜日の日にこの便に乗せる荷物が込んでいるという状態は聞いております。ただ、積残しが出たという意味では、私の方は確認してございませんけれども、込んでいるというお話はお聞きしてございます。

もう一つは、フェリー会社が1社で間に合うというお話でございますけれども、北海道の場合、道央もしくは道東の方から関西方面に運んでいるフェリー貨物が多いわけですが、その中で苫小牧で一部行っているものもございまして、やはり、北海道から出る、また入る貨物の総体的なものというのは、総枠というのはある程度、数字は押さえてございませんけれども、どうしても決まっているわけでございます。こんな中で、仮に北海道から関西方面に苫小牧もしくは小樽から2社で行くということになれば、当然、どちらかの航路に相当数が偏ることもあろうけれども、二つの路線に分かれていくと。そうなれば、それぞれの航路の中で今まで積んでいた量が減ってくるわけで、また片方は増えるということになるかと思っておりますけれども、全体数がある程度見込めている中で2分することになるということなものですから、そういう意味では、お互いに大変な航路として荷物が十分確保できない状態になるのではないかなと、私はこのようには受け止めてございます。

○北野委員

普通はそういうふうに理解できるのですね。

ところが、いわゆる商売をやっている人がそういう常識を持っていながら、何で参入してくるのかということを考えていただけないでしょうか。

だから、別な角度から聞きますけれども、日本海を通過して小樽ないし石狩湾新港経由で札幌へ行く運賃、それが

ら、太平洋を通過して苫小牧経由で札幌圏に入る運賃、これはどちらが安いのか。あるいは、津軽海峡を横断して、今回の近海フェリーのように北陸の貨物を津軽海峡を横断して苫小牧へ揚げると。これは、比較すると運賃はどういうふうになるのでしょうか。

○（港湾）港湾振興室白岩主幹

運賃の関係につきましては、陸送運賃も入りますので、その部分は押さえてございません。

ただ、船の運賃の部分をつかまえますと、現在、新日本海フェリーで小樽から敦賀まで、同じく、新日本海フェリーで苫小牧から敦賀まで、そのような形の料金については公示されている部分については同額でございます。

それから、苫小牧から大洗までの料金、

○北野委員

そっちの方はいいです。日本海の方です。

陸送運賃はわからないのですか。苫小牧—札幌圏、小樽—札幌圏は。

○（港湾）港湾振興室白岩主幹

ちょっと資料の持ち合わせがございません。

○北野委員

このあたりは、いわゆる我々素人の常識を超えてそこへ参入すると。実際にもう船も建造して11月就航というのだから、これは何らかの思惑があってやっていると思うのですよ。だから、私はこういうことに注意を払ってほしいというふうに思うんです。

それで、これは助役に聞きますけれども、小樽のフェリーが石狩湾新港にとられる心配は100%ないですか。あなたは副管ですからね。

○助役

100%あるかないかということでございますけれども、私は、今、新港管理組合の専任副管理者として小樽側から派遣されておまして、いろいろな機会に意見を言っておりますけれども、一番大きな観点では母体負担の軽減、それからまた、これまでずっと危機感を持って取り組んできました機能分担の話がございます。今のフェリーの話がこの議論の場に出ることについて、一番心配しているといいますが、緊張感を持って臨んでいるわけでありまして、今のところ、そういった情報も入っておりませんし、また、仮に情報が入ったとしても、そういったいろいろな場でもって発言をしていきたいなというふうに思っております。

フェリーの問題については、相当古くから、昭和50年の後半から、あるいは60年代に入って、札幌側の関係業界の要望、あるいは小樽側からの要請、そういったことで何とか機能分担で小樽港でフェリーを扱うということを堅持してきたという経過がありますので、これからもそういったスタンスで臨んでいきたいなというふうに思っております。

いずれにしても、今のところ、そういった新港にフェリーという情報はございませんので、今後そういった情報を的確につかんで、素早い行動といえますか、動きをしていきたいなというふうに思います。

○北野委員

情報がないということではなくて、とられる心配はないかと聞いているのだから、かみ合った答弁をしてほしいのですよ。

それで、助役は、今、副管理者として母体の負担増にならないように努力してきたと言うけれども、それなら、なぜ王子製紙や北電のための水深14メートルバースの建設を石狩湾新港に認めたのかと、300億以上もするものです。これは、全部6分の1の負担は小樽にかぶってくるわけです。母体の負担というのは、何もしなくて上がってくることはないのだから、やはり事業の展開によって上がってくるわけだから、そういうのを認めておいて、母体の負担が上がらない、増えないようにするなんて言ったって、そんなのは全然話にならないですよ。

結局、肝心なところで妥協して認めているわけだから、フェリーも苫小牧へというのが出てくると大変心配なのです。結局、押し切られるのではないかと。だから、我々の常識を超えた展開が最近は出ているわけでしょう。石狩湾新港を札幌港としとか、いろいろなことが出ているわけでしょう。札幌に財政負担させて、札幌を管理者に入れろとか、我々が当初考えていなかったようなことが大っぴらにどんどん議論されているのです。だから、フェリーの問題も大変危ないと。

ですから、主幹が答弁されたように、海運の運賃は一緒だったら陸送で決まるということになるでしょう。

ところで、その陸送のことについてちょっと聞きますけれども、小樽はフェリー会社1社ですよ。苫小牧は5社ですね。何社ですか。それは数社でいいです。そこで、小樽港と苫小牧港でフェリー会社がトラック業者からの支払いをどういう形態で受けていますか。新日本海はこうと。例えば、手形のサイドだとか何かですよ。その他のサービスがあれば言ってください。

○（港湾）港湾振興室白岩主幹

新日本海フェリーの方では、割と定期的に使っているというのですか、そういうふうな会社が多いということなので、その場で現金支払いというのが少ないということは伺っております。それで、支払い方法につきましては、前金払いで、例えば1カ月なり2カ月なりのお金を振り込んでいただいているものと、あとは、月末締めで請求書で処理している部分がそれぞれ半分くらいずつだと、小樽の場合はそういうような形で聞いてございます。

苫小牧の分につきましては、一部の業界の方からは手形でやっている部分もあるというような形で聞いておりましたが、詳細については、苫小牧の管理組合にも確認したのですけれども、ちょっと確認できていない部分もございまして、詳細については把握してございません。

○北野委員

小樽を利用しているトラック業者、苫小牧港を利用しているトラック業者、両方利用している人は結構いるのですよ。聞いてごらん、全然サービスが違うと言うから。それは、個別には言わないですよ。けれども、例えば何百台利用したらそのうちの何台を割引く、ただにすると。それから、手形も1カ月ではなくて3カ月にするとか、いろいろなサービスがあるというのですよ。

結局、どうなるかといえば、フェリー会社も、海運貨物というか、荷主を確保する努力はしていると思うのですが、トラック業者だって競って自分の経営のために貨物をつかむ努力をするわけですよ。そうしたら、どうなりますか。フェリー会社が複数いる方がトラック業者のサービスがよくなるから、海運貨物はおのずとそっちの方へ引っ張られるでしょう。そういうことが原因の一つになって参入してくるのではないかという心配があるので、すよ。

そうすると、あと陸送運賃で決まるとなれば、新日本海フェリーは石狩湾に持って行って、そこから札幌の背後地にやったら、陸送運賃が安いですから、そこで持っていられる具体的な根拠が出てくるのではないかという心配をしているのですよ。

これはどうですか。

○港湾部長

今お話しにございました船賃というか、航路についての料金は同等ということと、確かに陸送運賃については各トラック業者がそれぞれフェリー会社もしくは荷主と個別に契約しているという実態の中で、今言われるように料金設定が異なっているわけです。それが、仮に札幌から苫小牧、札幌から小樽ということになりますと、その部分で荷物の移動というのは考えられるわけでございます。

ただ、私どもとしては、新日本海フェリーも当然その辺については十分に市場調査なり荷主の意向も受けながら商売をやられているのだらうということを思っていますので、必ずしもすべてがそちらに奪われるということとはなかなか考えづらい。ただ、一つ言えるのは、やはりサービスの面で客離れというのは当然想定できるわけですから、

その辺は、新日本海フェリーも十分に頭の中に置きながら事業をやられている、このようには思っています。

○北野委員

これは、市長と助役に特にお願いしておきますけれども、こういう問題を港のことに詳しい方が心配されているのですよ。ですから、こういうのは、科学的な根拠やデータを持って、実際の動きをつかんで、きちんとした対策をとるように強くお願いしておきます。

小樽商工信組の営業譲渡について

次に、小樽信金が商工信組の債権を譲渡されて営業が引き継がれています。

そこで、伺いたいのですが、信金が受皿金融機関となりましたけれども、引き継ぎが行われた結果について報告していただきたい。

それから、小樽商工信組からＲＣＣに移行された債権の件数と金額、この二つをまずお答えください。

○（経済）中小企業センター所長

小樽信金が小樽商工信組から引き受けた債権でございますけれども、債務者の件数が 3,547件で債権額が 153億円でございます。

それから、ＲＣＣへ行った件数ですが、会社区分の件数として 480件で債権額は 162億円となります。

○北野委員

ＲＣＣに移行された方の将来はどうなるのか。例外を除いて、通常は、担保物権などを処分されて倒産と。失業者が出るというふうに聞いているのですが、このあたりのデータをお持ちであればお知らせください。

○（経済）中小企業センター所長

特にデータというのは持ってございませんけれども、過去に北海道拓殖銀行が破たんしたときに、何件か、数社がＲＣＣに行ったというふうに私自身は承知してございますけれども、その数社は現在も経営を続けておりますので、ＲＣＣに行ったから必ずしも倒産に結びつくというふうには思っておりません。

○北野委員

福井さんは楽天的だからそうやって言うけれども、通常の金融機関がこれは危ないから受けないということではじかれた人でしょう。その人が、取立て専門のＲＣＣに行って、めでたしめでたしで営業をずっと続けているのですか。そうであったら、何も信金が引き受ければよかったでしょう。それはちょっとのんきではないですか。

○（経済）中小企業センター所長

例えば、商工信組しか取引がないという業者にとって、他の金融機関で新規に引き受けるというのは、これは難しい話だろうというふうには当然思っています。もう一つは、整理回収機構も、今後、引き続き事業を続ける人のためにはまたそれなりの対応をとると言っていますし、また、そういう人のためには、債権額のそれこそ条件緩和をしてできるだけ営業を続けるように努力をする旨のことを聞いてございますので、そういうものに期待したいというふうに思っております。

○北野委員

それが基本だったらいいのですよ。普通の金融機関が引き受けなくて、ＲＣＣが引き受けて、そして、金融機関だったら返済条件緩和しないものをＲＣＣで緩和してくれたら、こんなにいいことはないです。そんなありがたい話ですか、ＲＣＣに送られた人は。私はちょっと違うのではないかと思いますので、このあたりはきちんと調査をしていただきたい。480件、162億円ですよ。

これは債務者区分で言っていますから、業者数にしたら何件かはまた別のことで、業者数にしたら違うのでしょうか。

○（経済）中小企業センター所長

業者数と。

○北野委員

業者数と理解していいのですか。

そうしたら、480件の業者がＲＣＣに送られているのですよ。これは危ないから信金は引き受けられないと。それがそっちに行って延々と営業を続けられたら、何で信金が引き受けなかったのだとなるでしょう。

だから、そんな甘いものではないのではないかと思うので、これは実態調査をして、ＲＣＣで担保その他を処分されたら倒産に追い込まれるということは全国的な問題になっているのですから、ここはちゃんと、どういう影響がでるのか、雇用問題、それから取引業者の対策、さまざまな問題がありますから、市としてもきちんと対策を考えていただきたいということであります。

次に進みます。

信組の破たんに関して、信組が押さえていた不動産担保の評価は不動産鑑定士が行ったのか。

それから、それが金融庁によって100%認められたのかということを伺います。

○（経済）中小企業センター所長

不動産担保の評価については、小樽商工信組が依頼した鑑定士によって評価をし、その評価をもって整理回収機構へ提出しました。したがって、整理回収機構がどのような評価をしたのか、小樽商工信組自体は承知していないというふうに聞いてございます。

○北野委員

ＲＣＣばかりではないでしょう。信金だって、この評価を、信金の雇った人が、不動産鑑定士が評価するのですよ。信組の押さえた不動産の担保を引き受けるかどうかは、信金の管財人あるいは補佐人のもとで鑑定するのではないのですか。そして、その担保の価値がどうかということも含めて、あるいは、業績や何かも総合的に検討して、信金が引き受けるかどうかという判断をしたと思うのですよ。そのときに、不動産鑑定士が評価したとおり、100%を見て信金が判断したのかどうかということを聞いているのですよ。

○経済部次長

今、信金のというお話でございますが、基本的に、資産の評価につきましては信組が委託をいたしました不動産鑑定士が行いまして、それを整理回収機構の方へ送りまして、それを基にして資産の取得といたしますが、こういったものがＲＣＣとして行われた結果、こういったものばかりではございませんが、今回180億円のもの53億円という一つのＲＣＣとしての、整理回収機構としての評価をいたしまして買取りをする、こういう流れになっているというふうに私どもは承知してございます。

○北野委員

53億円というのはわかるけれども、今聞いているのは、ＲＣＣにだけ話が行くのだけれども、信金の方に行った分については不動産鑑定士の評価は全然関係ないのですか。やられているでしょう、やっぱり。

○経済部次長

それにつきましては、信組がお雇いになられました不動産鑑定士がＲＣＣと預金保険機構の方にこの鑑定書を送りまして、その結果、ＲＣＣの資産の買取り、それから預金保険機構の方の信金への支払いといたしますが、こういったものになるというふうに私は承知しております。

○北野委員

質問しているのは、それがそのとおり、不動産鑑定士が評価したとおり計算されたかどうかは不明なのでしょう。その80%を見るとか、70%しか見なかったとかということはわからないのでしょうか。

○経済部次長

この点につきましては、信組の方も確認いたしましたが、そういった形でＲＣＣ、預金保険機構の方に送られたということで、その鑑定額の何割がどうなっているのか、全額が来ているのかということについては判明していな

いというふうに聞いてございます。

○北野委員

今、全国的に、信組、信金の倒産で、例えば信金なりＲＣＣが、不動産鑑定士が評価したとおり評価しないで、低く評価して、言ってみれば不当に評価しているという苦情が相次いでいるのですよ。だから、小樽信組の場合、そういうことがなかったのかということを知っているのですよ。

これは、後追いでいいですから、やってください。

それから、次ですが、2000年3月期の小樽信組の貸倒引当金と2001年3月期のそれは、額がどう変化していますか。

○（経済）中小企業センター所長

今ちょっと資料を持ち合わせてございませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○北野委員

これは日経の報道に出ているでしょう。

2000年に2億数千万円しかなかった貸倒引当金が、金融庁が監督官庁になってから、32億6,000万円積増しされているのですよ。それで、債務超過に陥って破たんになったのでしょうか。何でこんなことになったのか。

しかも、同じ日経新聞では、貸出条件緩和債権、いわゆるリスク管理債権でこれが不良債権にカウントされているのです。しかし、信金は、基本的には要注意先債権まで引き受けるということになっているでしょう。だから、これと表現が別だから一律ではないけれども、貸出条件緩和債権といったら、金融機関や銀行が認めて条件の変更をしたものなのですよ。それを不良債権の方にカウントして、それは貸倒引当金に積増しさせるなんていうのは不当な話でしょう。

こういうことについては、あなた方はどういうふうに見ているのですか。

○（経済）中小企業センター所長

当然、金融機関の貸出条件を緩和した債権だということはそのとおりだと思いますけれども、ただ、将来的には、やはり貸出条件を緩和するということは、それなりの若干のリスクがあるということもありまして、その部分について引当金を積むというのはまた当然のことかと思います。

○北野委員

今まで、小樽商工信組はそれに見合う引当金は積んでいなかったということですか。これは全国的に共通の問題ですよ。金融庁になってから急激に、1年間に何十億という単位の貸倒引当金を積増しされて、自己資金がなくなるとか、募っても集まらないということで破たんに追い込まれているのです。だから、我々は、国策でつぶしていると言っているのですよ。そういうことについて、きちんと調べていただきたい。

この問題の最後ですが、さっき話しました信金は、理事長が商工会議所会頭ですが、記者会見して、要注意先まで債権を継承するというふうに言っていましたね。さっき報告があったように引き継がれたと。

ところで、昨年日本経済新聞に出ていた小樽商工信組のリスク管理債権、この中に含まれる貸出条件緩和債権は26億700万円ですよ。これが全部信金に引き継がれましたか。

○（経済）中小企業センター所長

私どもの知っている範囲内では、破たん懸念先債権100件まで受けてございますので、要注意先債権、いわゆる貸出条件緩和債権を、100%と言えるかどうかはともかく、ほとんどを引き継いだものというふうに思っております。

○北野委員

だから、事実確認がほとんどされていないのですね。基本的にやられたということは私も聞いていますよ。しかし、実態はどうかという点ではいろいろ疑問がありますから、調べて、きちんと次回に報告できるようにして

ください。これまでもいろいろよくわからない答弁がありましたからね。

経営支援特別資金について

次、新設の経営支援特別資金ですが、これを詳細に説明していただきたいのです。

さらに、中小企業振興資金の統廃合が行われましたが、これについてはどうなったかということですね。

それから、その中で、どうして経営支援特別資金が期限を１年間で限定したのか。これはコンクリートされたもので、てこでも動かないものかどうかということも、三つ併せてお答えください。

○（経済）中小企業センター所長

経営支援資金についてでございますけれども、今日のこういう経済状況の中で、保証協会の保証を受けられなくても事業継続できるような人を対象にして、小樽市としても若干の腹を切るというか、損失補償を覚悟しながらやっていくということで、今回、商工信組破たんがらみの資金を平成13年度につくりましたが、その延長上として、今度は対象を若干広げて、商工信組の取引だけではなくて、また、金額も300万から500万に上げて、1年、状況を見ながら今後考えるわけですが、新年度はこういう経済状況の中でやっていくということでございます。

それから、融資制度の統廃合についてでございますけれども、基本的には、道の制度融資があって、道の制度融資の方が有利なものについては道の制度に任せるということを基本に、また、例えば店舗等改善という資金とか、同じような名称の似たようなものを統合して1本にするということで整理したところでございます。

○経済部長

1年限りでそれ以上やらないのかというお話でありましたけれども、これは、制度を設けたのは、先ほど所長がお話ししたとおりの背景です。それで、金融情勢なり経済情勢なりが、この後、今の制度を動かしていく中で、改善しないといえますか、そういう状況が見られたときには、再度、次年度以降をどうするかについて検討させていただきたいというふうに思っています。

それと、前段、先ほど商工信組の関係で3点か4点ほど、実態について調査せよというお話があったのですが、そのすべてについて、後ほどお答えできるかどうかかわからない部分も実際にあります。例えば、480件のRCCに行ったものの実態調査みたいなものにつきましては、これは、RCCへ行ったもののリストなりを押さえることは、管財人とのお話の中でも何度かやっているのですが、なかなか知り得ない状況があります。そういうようなことで、お話があった部分の中で何ができるのか、それについては改めて検討させていただきます。

○北野委員

だから、本来であれば、もっと早く調べれば事情をつかめたものが、信組がなくなってしまってつかみようがないということもあるからそういう答弁をされていると思うので、ちょっと手おくれではないかと思うので、努力してください。

次に、新設の支援特別資金にも出てくるのですが、信用保証協会のことにかかわってちょっと聞きます。

ここしばらく、北海道信用保証協会に対する出捐金が予算に計上されていないのですよ。これはどういうわけか。

それから、過去に、何回か、十数回かどうかわかりませんが、何回かにわたって出捐金が予算に計上されておりました。これは戻ってきたのかということです。

それから、出捐金を保証協会に出すわけですが、このときの契約内容はどうなっているのか。どういう約束でお金を出したのか。いずれも公金ですからね。ただつかみでやっているわけではないと思うので、これらをお知らせください。

○（経済）中小企業センター所長

ここ数年、保証協会から出捐金の要請がないのはどういうことかということでございますけれども、具体的には承知していない部分がございます、今お答えできない部分があります。後ほどちょっと調べてみないとわからな

いので、保証協会とうちと協議させていただきたいと思います。

それから、出捐金が戻ってきた経緯は恐らくないだろうというふうに思っております。そう思っていますけれども、これも調べてみないとわかりませんが、今のところ、ないというふうに思っています。

それから、契約内容については、今ちょっと持ち合わせがないので、数年前の契約だろうと思うので、その部分をちょっと探して調べさせていただきたいと思います。

○北野委員

財政の方はわかりませんか。出捐金の契約状況は、どういう約束で払っているのか。

○（財政）財政課長

契約内容については承知してございません。

○北野委員

そうしたらどこがわかるのですか。税金ですよ。

○（経済）中小企業センター所長

恐らく、うちの方で契約して、その文書が残っていると思うのですけれども、いまちょっと持ってきてませんので、調べてみないとわかりません。申しわけございません。

○北野委員

これは、市長は前に経済部にいたからわかると思うのですけれども、出捐金というのは、私たちが今まで先輩理事者から聞いていたのは、保証協会が代位弁済する財源の一部に充てられていたから戻ってこないというふうにも聞いていたのですよ。ところが、最近、代位弁済が増えているのにね、出捐金の要請が一切ないから、これは一体どういうことなのだろうと。それから、保証協会が保証しなくなっているのかというふうにも思うのだけれども、そんなこともないしね。

だから、どういうことなのか、ちょっと経済の実態と合わせて理解しがたいので、その辺を説明いただきたいと思います。

○（経済）中小企業センター所長

調べなくてはわからない部分もあるのですけれども、基本的に、代位弁済というのは保証料の半分为総合事業団へ行って80%くらい戻ってくると。保証料の残りの半分は、保証協会の運営費なり代位弁済に充てる部分に当たるというふうには理解していますけれども、その出捐金の部分を含めて、どういうふうになっているのかは後ほど調べてみたいと思います。

○北野委員

というのは、保証協会が保証の力がない人たちを保証するという大原則があるわけですよ。それにもかかわらず、私たちが理解していた北海道や小樽市を初めとする各自治体の出捐金がここ数年ないということだから、一体どういうことなのかなというふうに思うので、その出捐金の約束がどうなっているか、それから、ここ数年ないわけは一体何なのか、このあたりをひとつ明らかにしていただきたい。

核兵器搭載可能艦入港問題について

最後に、せっかく市長がお見えだから、市長に。

最後の質問ですが、小樽の港湾への核兵器搭載可能艦入港問題についてです。

これは、何回も議論してきているのですが、改めて、市長が、先日、高階議員の質問に対して、条例の中には、小樽港に入港する外国艦船を保有する国に対して、非核証明書の提出を求め、その提出がない場合には港湾の使用を認めないというふうにあるので、この部分は外交に関する事項で、国の専決事項であるので、条例制定は困難なものだというふうになっているのですけれども、これはちょっとおかしいのではないかと思います。小樽港に外国艦船が入港する場合、普通、海上保安庁が認めますよね。だから、国が認めるということは私もわかるのです

よ。これは、国は何の法律に基づいて外国艦船の入港を認めるのですか。この根拠をまず示してください。

○（港湾）港政課長

外国艦船というお話でありましたけれども、この間から議論がありましたように、例えば米艦のことにいたしましては日米地位協定の法上というのがあるわけでごさいます、ここの中で、申し上げるまでもなくご存じの規定でごさいますけれども、入港料又は着陸料を課されないで港または飛行場に入出入りすることができる、これが規定に書かれてごさいます。

○北野委員

しかし、いつものことですけれども、海上保安庁から、入港を認めるからどここのバースに接岸したらいいとか、どの港湾施設を使ったらいいかを小樽市の港湾管理者の指示を仰ぐ文書がいつも来ますね。これは、港湾施設の使用許可は港湾管理者である小樽市長が持っているからでしょう。だから、港湾施設使用を認めるかどうかというのは、市長の権限ですよ。港湾施設使用を認めないということは、市長の判断で何ぼでもできるわけです。だから、国から照会されたって、この間のピンセンスのときのように認めないということだって、これは市長の権限だからできたのですよ。だから、やる気になればできるのですよ、市長。ピンセンスのときにやったのだから。

だから、私は、あれで報復があるのではないかと心配して、外務省に、児玉衆議院議員の紹介で関係者呼んで聞きました。そうしたら、小樽市長の判断だから、それはそれで正当なことです、我々があれこれ言う筋合いではありませんということで、港湾管理者がどういう態度をとろうと、国の方は市長の判断についてあれこれ言わないと言っているのです。

だから、安心して、核兵器を積んでいる心配のある船は断ればいいのですよ。これをすり違えて、混同して、入港を判断するのは国の仕事ですよ。しかし、それを受けて、小樽の港湾施設の使用を許可するかどうかというのは別の話なのだから、そこの段階で断ることは何ぼでもできるのです。

だから、市長の答弁は、国の専権事項だと言うのはちょっとおかしいのですよ、条例制定に当たって。そこは混乱しているのではないですか。お答えください。

○市長

それは、陳情にありますいわゆる神戸方式の關係の非核証明を求めるという条文が、今のその条例の中に組み込むことについては、要するに、これは外交の問題であって、あくまでも国の専権事項だと。したがって、そういう条例の制定は難しいということが国の見解として出ているわけですから、それでその部分に限って申し上げたわけです。

ですから、小樽の場合は、前はピンセンスを拒否しましたけれども、これは、小樽港は商業港であって、商業機能に影響があればそれは拒否しますということは明言しておりますので、そういうことでご理解を願いたい。

○北野委員

市長は、その一番肝心なことで、国が、外交については国の専権事項だということについても私は異議がありませんよ。しかし、百歩譲って考えても、港湾施設使用はあなたの責任でできるのだから、条例で非核証明を提出しないものは認めない、港湾施設の使用は認めませんとうたえば、別に国とも何も抵触しないでしょう。仮に百歩譲っても。

我々は、普通、入港というのは港に入ってくることを指すから、入港と港湾施設使用を一般の人は混同して考えているけれども、我々の中では厳密に区別して考えるわけだから、条例ということになれば、まして、そういう区別を前提にしてやらなければなりませんからね。

これは、これから総務でも付託先でいろいろ議論されることでありますから、市長も、その辺は、本会議のように混同した答弁ではなくて、よく考えておいていただきたいということをお願いしておきます。

以上です。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○前田委員

フェリーについて

今、フェリーの話が出ていましたので、フェリーの話について、１点だけ港湾部にお聞きします。

この４月３日に新日本海フェリーの新造船「らいらく」という船が小樽港でお披露目をされる、このように聞いておりますが、このことに伴う航海時間だとか発着便数というのですか。件数というのか、こういったことの変更、変化があるのかということを、ちょっとこのことだけ先に聞いておきます。

○（港湾）港湾振興室白岩主幹

現在、小樽港の新潟航路なのですけれども、「ニューはまなす」と「ニューしらゆり」の２隻が、月曜以外の毎日、週６便運航してございます。そのうちの１便をリプレースする、そのような話で聞いてございます。

○前田委員

特別な変化というか、変更というのはないですね。

○（港湾）港湾振興室白岩主幹

便数とかの部分は特に変更ございません。

ただ、船型というのですか、現在走っている船よりも若干小さくなると、そのような部分の話は聞いてございます。

○前田委員

スピードは。時間です。

○（港湾）港湾振興室白岩主幹

スピードのことは、ちょっと資料を持ち合わせておりません。

○前田委員

社団法人小樽物産協会について

それでは、本題に入ります。

それで、通告もしてあります。そういったことで、聞いたことにだけ易しく丁寧に答弁をいただきたいと思えます。

社団法人小樽物産協会のことについてお尋ねをいたします。

まず、この法人の設立経緯と設立趣旨、目的についてお答えください。

また、小樽市との関係についても併せてお聞かせください。

○（経済）商工課長

社団法人小樽物産協会についてのお尋ねでございます。

社団法人になりましたのは平成７年であります。それ以前は任意団体の小樽物産協会ということで、何十年か、ずっと続けてきている団体でございます。平成７年に社団法人化をされております。

その目的につきましては、小樽市におきます地場産品、これは食料品、水産品に限らず、製造業における機械・金属なども含めたそういった地場産品の紹介、宣伝、取引あっせんを目的に、そういった地場産品の販路の拡大だとか、それから、それらを販売していくための商圈の確立、こんなことを目的につくられたものというふうに理解をしております。

それから、小樽市との関係という部分でも質問がございましたが、これは、今現在は市から補助金を出してございますので、財政支援団体ということになるかと思えます。

○ 前田委員

この法人の会員企業というのは何社ですか。また、納品先というのですか、相手先は何社ですか。まず、この２点です。

○（経済）商工課長

今現在、96会員というふうに伺ってございます。

それから、相手先になりますと、正確な数字はございませんけれども、毎年おおむね百貨店あるいは大手スーパーが中心の活動をしてございまして、例えば物産展などを本州で開催する場合には、これは北海道の貿易物産振興会の主催でやっておりますけれども、おおむね40会場くらい、秋の段階で全国的な百貨店の展開をしております。さらに、独自の百貨店の開催もございしますので、合わせればそれ以上の動きかなというふうに考えております。

○ 前田委員

この団体には有給の役員は何人いるのですか。

○（経済）商工課長

役員といいますか、会長以下、20名ほどの理事者がおりますけれども、有給というか、給料、報酬をもらっている方はいないということです。

○ 前田委員

そうしたら、有給職員数とその給料総額はどうか。

○（経済）商工課長

事務局という形で、職員につきましては今2名です。それから、臨時職員の方が2名、うち1名はパートということでございます。これらで、13年度の予算の中から拾ってまいりましたけれども、1,040万ほど、4人分の人件費です。こういった形で予算化されているというふうに聞いております。

○ 前田委員

そうしたら、正職員2人とパート・臨時で2人と、それで年間の給料支給総額は1,040万円程度ということですね。それで、この職員の中に市のOBというのはいらっしゃいますか。

○（経済）商工課長

事務局の中で、事務局長をなさっている方が小樽市職員のOBという形になっております。

○ 前田委員

OBの職員が1人いるということによろしいですね。

それで、決算書などを見てわかるのですが、市は、毎年、物産協会の方へ補助金負担金というのを出していますね。これは、14年度では幾らになりますか。

○（経済）商工課長

14年度の予算については今ご審議いただいておりますけれども、社団法人物産協会への補助については500万円を予定しております。

○ 前田委員

負担金などは計上されていませんか。何かいろいろな催し物、その他を含めた負担金というのは出ていないのですか。

○（経済）商工課長

物産協会への負担金はございませんけれども、先ほど申し上げました本州の北海道貿易物産振興会というところが主催します北海道物産展、これは大きなデパートで40会場くらいやります。そこへは、私どもも、1会場につき5万円というふうに記憶しておりますが、負担金として物産協会とおおむね半額ずつ負担をして出しておりますので、これは物産協会に出しているというよりも、そちらの方に我々が出すと、北海道貿易物産振興会へと、そうい

った形での負担はしてございます。

○前田委員

その物産関係、催事物、これは協会が主催なのでしょう。市の主催なのですか。協会の主催なのでしょう。だから、協会へ出しているのでしょうか。そういうことなのでしょう。この１回に５万円という寄附金は。

○（経済）商工課長

これは、あくまでも、札幌にございます、これは北海道庁の外郭団体になりますけれども、北海道貿易物産振興会という会がございまして、ここが全国各地を取りまとめて物産展を開催してございます。その負担金ということで支出をしているということでございます。

○前田委員

これは、ちょっと項目の中で、その総額が幾らになるのかなと書いてありましたけれども、平成７年から法人で、以前は任意団体で、何十年かやっているわけで、５００万円だったのか、３００万円だったのか、その始まりはわからないけれども、相当に何十年も経っているし、この７年から見ても７年経っているので、３,５００万になります。相当な金額が出ていると。恐らく、億ではきかないはずだと思いますけれども。この数字はどれぐらいと押さえていますか。

○（経済）商工課長

社団法人になりましたのは平成７年ということで、その時点から市として補助金を出してございまして、その年から５００万ということで現在に至ると。その前につきましては、事務局そのものが任意団体という中で、経済部の中にございましたので、市からお金を出しているということではなくて、その任意団体の事務局を市が持って、市の職員がその事務をしていたというような状況でございます。

○前田委員

平成７年以降、毎年５００万円支給されているのですね、それは、主にどういう使われ方をされているのですか。

○（経済）商工課長

５００万の内訳でございましてけれども、私どもが補助として出す算定の基準としては、人件費に事務費ということで、おおむね人件費について４００万程度、事務費が１００万という形で算定をして補助として支出しております。

○前田委員

人件費ですか。人件費に充当されているのですか、５００万も。

○（経済）商工課長

４００万程度です。

○前田委員

４００万と。１,０４０万かかっているうちの４００万程度が人件費に使われているだろうと、そういうことなのですね。

それで、商工課長にもこのことについてちょっと伺ったときに、この法人はということでお聞きしたときに、収入というか、財源というか、会費で賄っているのだということで、今これを聞いたら９６社程度の会員で、この会員さんというのは１年間の年会費は幾らなのか。

それと、会費で賄われているということですが、会費は固定収入ですね。その固定収入と５００万、４００万と言っていましたけれども、５００万でもいいですが、どういう割合になるのかということなのですよ、聞きたいのは。市が支出している５００万円は、物産協会の固定収入の何％に相当するのかということです。

○（経済）商工課長

会費のお話がございましたけれども、会費は、年間、１社１万５,０００円だと思いますが、徴収しているというふうに聞いております。それで、おおむね年間１５０万程度の会費収入というのがございます。さらには、固定収入という部分、あるいは、今のご質問の中にもございましたけれども、これは、当然、先ほど言いましたとおり、道外

の百貨店におきます物産展で相当な品物を卸して販売を行って、その取引あっせんをやっておりますので、それらの部分での手数料が入ってまいります。これが、そのときによってちょっと動きますけれども、おおむね年間6億から7億オーダーの取引総額がございまして、そのうち1.数%の手数料を取ってございますので、固定収入がだいたい1,200万程度でございますので、それらの会費収入、事業収入、さらに私どもが出しております補助金、これが固定的な収入であろうかと思えます。

○前田委員

聞かないことまでお答えしていただいております。課長としてはここまで言わないとどうしてもない部分もあると思います。私はそういうこと聞いていない。

固定収入に占める割合は幾らかと聞いたのですよ。だから、そのことをお答えください。

○（経済）商工課長

毎年同じ額ではないのですけれども、おおむねでお話しますと、大体、年間の歳入、収入で2,000万程度と出ておりますので、私どもの500万ということになれば25%程度が占める割合なのかなと思います。

○前田委員

そういう考え方で割り返すとそうなる。だから、私は、課長が言うように、会費と入会金ということでいったら96社で150万程度と。そうすると500万という金額は相当なパーセントになるわけですよ。逆に何倍にもなってくる。そういうことで、私は、言い方がきついかもしれないけれども、一般会社で言うとしは事実上のオーナーと思うのですよ、僕は。一般会社でだと、普通はそうですよ。僕はそう思います。

（「お前、出してやれよ」と呼ぶ者あり）

だけど、市がやっているからそういう表現がいいのかどうかちょっとわかりませんがね。

（「言いたいこと言って」と呼ぶ者あり）

ちょっと話は進みますが、そう思っていますよ。

それで、この数年の決算内容をちょっとお聞かせください。

○（経済）商工課長

決算の内容でございますけれども、平成12年からちょっとお話ししますと、平成12年は、今お話ししましたとおり、会費収入あるいは事業の収入、補助金合わせて約2,500万ほどの収入がございまして、支出の方は、事業費と管理費というふうに大きく二つに分かれますけれども、おおむね2,690万ほどの支出がございまして、12年度につきましては160万ほどの赤字という形になってございます。

それから、11年度でございますが、これも先ほど申し上げました会費収入、事業収入、補助金の収入等でおおむね2,700万程度です。それで、支出の方が3,000万ほどございましたので、この年は300万ほどの赤字を出しております。

それから、10年につきましては、今お話ししました三つの収入でおおむね2,200万程度です。この年は、おおむね支出の方も同額に近くて、この年の単年度の収支としては6万9,000円ほどの赤という形になってございます。

ただ、前期の繰越金を持ってございますので、単年度ごとにそれらを繰り越して今現在実施をしているという状況でございます。

○前田委員

平成12年が160万の三角、平成11年が300万の三角、平成10年が6万9,000円の三角ということですね。いずれにしても、ここ3年間は三角マークです。

この団体の性格上というか、資産の関係を公にしておりますね。これは平成8年からずっと増減がどうなっているか、状況をお知らせください。

○（経済）商工課長

資産の関係でございますけれども、平成7年に法人化したとき、これは8年に登記をしてございますけれども、8年の3月現在で、申しわけございません。当初 2,236万、端数が若干つきますけれども、資産の総額ということで登記をしてございまして、それ以降、平成8年に 1,904万 7,000円何がし、平成9年3月に 1,837万、10年3月には 1,867万と若干増えてございます。それから、11年3月に 1,875万、12年3月に 1,531万、13年3月では 1,386万 816円ということで、今現在、登記をなされているというふうに聞いております。

○前田委員

そうなのですね。これは登記簿謄本の裏に出ていますとおり。中間はちょっと上下してはございますけれども、僅差ですね。細かい数字が出てはございますけれども、全体を見るとずっと下がって、資産が目減りしてきているのですね。平成8年に 1,900万台であったのが、平成13年度決算で約 1,400万で、500万から減っているという事実もあるわけですね。

それで、この法人は社団法人となっていますけれども、この法人というのはどういう性格を持っている法人ですか。

質問通告してありますので、私がいわんとすることはわかっていると思いますので、ちょっとお聞かせください。

○(経済)商工課長

この法人につきましては、民法に基づいて設立される公益法人、社団法人というふうになっていますけれども、そういった形で位置づけられているというふうに聞いてございます。

○前田委員

民法で設立される社団法人ということですが、ほかの決算書もいただいていますからわかりますが、当然、公益事業、そして収益事業の2本立てで行っているわけです。それで、細かいことは言いませんけれども、この事業で、収益事業の方で結構ですが、どんな収益事業の仕組みなのか。これで収益を上げているのか。このことについてちょっと具体的に教えてください。パーセントなどもあれば含めてね。

○(経済)商工課長

これは、お聞きしている範囲ですが、物産協会におきましては、基本的には収益事業という形では、平成11年と12年、11年3月にマイカル小樽がオープンしたときに、ビブレ棟の1階に、実は小樽物産協会としてアンテナショップを出しました。その部分での形を収益事業と。直接、物産協会がそこにお店を出すということですから、収益事業という形の中で運営してまいりました。

実は、12年10月に撤退をすることになりましたけれども、それらにつきましては、残念ながら思ったより収益を上げられないということです。ですから、今お話がございましたとおり、11年と12年の決算には収益事業というところかなりの金額が入ってございます。

ただ、それ以降、大きな収益事業はございません。それ以前も、収益事業という意味での大きな収益事業はなく推移をしているということでございます。

○前田委員

大きな収益事業はないということですが、収益は得ていますね。

それで、その収益を得ている大きなものは、今のビブレの関係もありましたけれども、それ以外で業種業態があるとは思いますが、その辺のことで、手数料も含めていろいろ分類されているのであれば、ちょっとこの辺を詳しく教えてください。

○(経済)商工課長

これは、会計上は公益事業ということでカウントしてございますけれども、先ほどからお話ししております本州の百貨店における物産展の中に、小樽市内の各種業者の皆さんが品物を出して販売していく中で、その取り持ちというのですか、間に入ってあっせんをしてございますので、その部分で取引あっせん手数料という形の中で、一

部、物産協会の方に納入をいただいていると。その部分は、これは率はちょっと変わっているときもあるかと思いますが、おおむね 1.9%から 2.8だとか 1.4だとか、例えば農産品、生鮮、それから乳製品とか、いろいろな形で若干の差がついているようですけれども、そういった形で手数料をいただいております、その部分が公益事業の収入としてかなりの額で入っているということでございます。

○前田委員

最高にいただいている業種というか、その取扱物のパーセントというのは何%ですか。

○(経済)商工課長

これは聞いている範囲ですけれども、実は一般というのがありまして、農産品、生鮮、乳製品というふうに分かれていますのでありますが、一般という部分は 3.3%という率をいただいているというふうに聞いております。

○前田委員

収益事業を行っているということで、3.3%の手数をいただいているということでもあります。

具体的にお伺いしていきますけれどもね。相手先からファクスなり、広域ですからファクスだろうと思います。そういったことで物産協会が連絡を受けた場合、相手先の経営状況というのか、信用状況というのか、こういったことを含めて、だれが判断をして会員企業へ連絡しているというのか、あっせんしているのか、この辺の流れを詳しく教えてください。

○(経済)商工課長

100%詳しく承知はしてございませんけれども、いろいろな百貨店と、基本的には買付け商談会という形で小樽の方にバイヤーの方がいらっしやいまして、その席に小樽市内の各商店あるいは業者の方が集まって、そこで商品を並べて実際に取引をします。それが出発点として、それ以降、話が進んでいくことになろうかと思います。

ただ、今おっしゃったのは、多分、相手方の信用のお話もなさいましたけれども、事務局長がおりますので、事務局長を中心にそういう作業を進めていく中で、販売開発委員会とか、いろいろな委員会制度を持っておりまして、それぞれ物産展の担当の委員長さんだとか、あるいは、商談会の買付けの委員長さんだとか、そういった中で議論をしているのだらうというふうに思います。

○前田委員

今、私が主に聞きたいと思ったのは、スポット的なそういう納品依頼があった場合のことを詳しくお聞きしたかったのですよ。

それで、事務局長さんというのは、先ほど答弁いただきました市のOBの方なのですか。その辺のことを含めて、もう少し詳しく教えてください。

○(経済)商工課長

事務局長については、今お話がございましたとおり、市職員のOBでございます。

それから、スポット的なお話ということでございましたけれども、基本的には、各企業なりに対しては、こういうところからのオーダーがあるよと。逆に、バイヤーですから、向こう側の買付けに来る方がどうしても主導権をとって、この品物が欲しい、あの品物が欲しいとやるものですから、こちら側で幾ら売り込んでも、売れないものというのがかなりあります。ですから、向こう側が主導権をとった形での実際の買付け商談会になっているという部分でご理解をいただきたいと思います。ただ、やっている中で、この商品を欲しいという形で頼まれることはあるのでしようけれども、基本的には、相手側が主導権をとった買付けということになってございます。

○前田委員

そういうパターンもあるけれども、そういうパターンではない場合もあるでしょう。ない場合はどうなっているのかということを知りたいのです。

○(経済)商工課長

実は、私もそこまで詳しく承知はしていませんけれども、例えば、今言いました本州の百貨店における物産展ですか、それ以外の部分でも、独自で百貨店がやるものだとか、あるいは、百貨店がやらなくても、例えば、私どものやっている長浜だとか敦賀の３市の交流の中で物を送ったりするということも物産協会を通じてやってますし、小樽市内で何かの大きな行事があるときに、物産協会のメンバーが商品を出して販売するというようなこともやってございます。

ですから、その段階では、詳しくは承知をしてございませんけれども、物産協会の内部で、今回はどういう商品を出していこうという議論があって、検討があって、それぞれお話をして商品を出しているというようなことはあるかと思えます。

○ 前田委員

そういう商談会的なものに加わっていないで商品を納品した例というものもあるのでしょうか。どうですか。

○（経済）商工課長

確かに、おっしゃったように、買付け先からの依頼があって、業者の方に直接お話をするというような場面はあろうかと思えます。

○ 前田委員

それで、そのことも全部、今まで聞いたことも、そうでない部分も含めて、これらの取引というのか、あっせん、紹介に伴い、会員企業に対して迷惑がかかるような事態が発生しておりませんかというふうにまずお聞きします。

○（経済）商工課長

具体的にどういうことかは別にして、例えば、従来であれば、本州の百貨店を中心に割と安全というのですか、そういう商売で進んできておりましたけれども、ご存じのとおり、ここ何年間か、大きな百貨店の倒産だとかがございまして、平成13年度ですから、今年に入って、そういった中で、残念ながら小樽物産協会が取引をしている相手方、そういったところに民事再生で法的整理をするだとかというような事件があって、小樽物産協会としても何社かの部分で債権というものをしよったという事実はございます。

○ 前田委員

それで、本当に地場の小さいというか、細かいのは想像もつきませんが、課長が今おっしゃっているように、後を振り返ると、札幌にもあるし、全国的にもあったけれども、そごうも小樽との関係は深いのですよ、いろいろと調べてみるとね。そごうだとか、小樽のビブレだとか、マイカルと言っているのかどうかわかりませんが、ＯＢＣ、あるいは、九州方面では、昨年になりますか、一昨年になりますか、破たんした寿屋、それと、去年は、埼玉ですか、千葉ですか、松菱なんかもあります。これらには、物産協会というのは物を納品していて、平たく言えばひっかかったなど。不良債権化したというような事実はないのか、あるのか。あるとするならば、何社で幾らということで、時系列的にちょっとお聞かせください。

○（経済）商工課長

聞いている範囲ですけれども、昨年、今お話ございました九州の寿屋さん、それから静岡の浜松だと思いますが、松菱デパートですか、ともに民事再生の申請だったと思いますが、残念ながら、13年度に物産協会が取引があって、金額的には松菱の方が百数十万だったと思います。それから、寿屋の方が二百数十万という形で、240万程度だったと思いますが、そういった形で債権が発生しております。

松菱の方は、市内というか、会員企業５社程度というふうに聞いております。それから、寿屋の方は12社程度の合計というふうに聞いてございます。

○ 前田委員

平成12年以前はないのですか。あったのですか。小さいものも、大きいものも、どうなのですか。

○（経済）商工課長

聞いている範囲では、そういった形での部分は余りなかったというふうに聞いております。

○前田委員

これは、通常の決済というのか、相手先から発注されて納品して決済されると。この通常の流れというのはどういう流れになりますか。

○(経済)商工課長

百貨店の例で申し上げますと、おおむね春先に買付け商談会という形で百貨店の方がいらっしゃいます。そういった形の中で開催をして、物産協会の主催で商談会をやります。その中で、商品の発注は物産協会がやります。そして、物産協会は、それぞれの会員企業も来ておりますけれども、その中で商品の発注をすると。そうすると、会員企業は、そういった形の中で商品を直接デパートの方に送るような形になってございます。

昔は買取りと言って、行ったものは全部買っていたいたのですが、最近はなかなか厳しくて、売れた分だけということで戻ってくるのも多いのですが、そんな中で、売れた分については、当然のごとく、物産協会が商品の代金の請求をします。会社の数が多いものですから、物産協会が口座を一つ持って、そこに入金をしていただいて、市内の会員企業にさらにバックをする、そんな形になっています。

○前田委員

今、直接、商品を送るのだと。当然、商品は直接行くのですが、伝票はどのようなのですか。

○(経済)商工課長

おおむね、小樽物産協会の窓口というのですか、口座を開いて行っておりますので、松菱に行くときには、僕も伝票を全部見たわけではありませんけれども、小樽物産協会という名前も入っているでしょうし、物を送るときには、当然、会員企業の方の名前も入っていると思います。ですから、中継として小樽物産協会という形では入っていると思います。

○前田委員

私が知っている部分では、品物を送る人は、当然、品物を直接現地へ送ってしまいますけれども、伝票上は小樽物産協会に納品して、納品書のあて先がそうなっているわけですよ。松菱なら松菱様とはなっていないのです。小樽物産協会様となっているわけです。そして、経由して伝票が流れているのです。お金も松菱からなら松菱から物産協会へ入って、そこで手数料なり、紹介料、あっせん料なりを差引いて、A社ならA社、B社ならB社へ入るということでいいのでしょうか。

○(経済)商工課長

お金の流れにつきましては、今おっしゃったように、物産協会が窓口の口座で、一回、百貨店から入ったお金を取引のあっせん手数料を差引いて戻すという形になっているというふうに聞いております。

○前田委員

平成12年7月14日、ここにコピーがあるのでございますけれども、この中の百貨店などに経営上の問題が生じた場合の確認事項ということで、ちょっと読み上げてみますと、「百貨店などの物産展に出展した会員が、その百貨店の経営上の問題により売上代金などの債権回収ができなくなった場合、協会の責任として代払いをするかについては、協会は紹介、あっせんを業務としており、代払いはできないことを理事会で確認しましたのでご承知ください」というような文章が出されているのですよ。これは会員全員に行ったのだらうと思います。

それで、先ほど、13年はあったけれども、12年はないというようなことも言っていましたが、こういう文章が出されるに至った経緯というのか、原因についてお聞きします。

○(経済)商工課長

これも、先日確認をして聞いている範囲でございまして、先ほど申し上げましたが、割と本州の大手百貨店を中心に出ているものですから、今まではリスクの少ない形の中で商売をしていたのだらうと思います。

ただ、ご存じのそごうの問題が出まして、実は、大きくそごうに依存していた部分も正直に言ってありまして、そごうの売上げは小樽物産協会の相当大的なウエートを占めておりました。そんな中で、そごうにつきましては、ああいった形の法的整理が始まり、あるいは、ああいった形になったということで、リスクというものを会員の皆さんも非常に感じるようになったのだらうと思います。

ですから、そういった中で、現実にかような不良債権が生じたときにだれが負担していくのだと、こんな議論を会員の中で、あるいは理事会の中でしたと聞いております。その中で、物産協会そのものはご存じのとおり公益法人で、そんな金額も持ってございませんし、現在徴収している手数料だけでは当然負担できるようなものではないということも含めて、この議論の中では、仮にリスクが生じた場合にはそれぞれの会員企業が負担をするという形で理事会の中で確認をして、そういう周知をしたというふうに聞いております。

○ 前田委員

そごうの話が出ましたけれども、相当の量のものを納められていたということが課長の答弁の中にありました。このことについて不良債権は発生しなかったのですか。

○（経済）商工課長

そごうについてはなかったというふうに聞いております。

○ 前田委員

私もちょっと不勉強ですが、そごうは相当な金額で倒産した、破たんしたかと思えますけれども、そうしたら、債権は全部支払われたのですか。

○（経済）商工課長

物産協会から確認している範囲では、そごうの整理に伴って、会員企業にそういった債権があったというふうには聞いてございません。ないと聞いてございます。

○ 前田委員

いや、ないと聞いているけれども、相当な取引量があるかと言っているの、その金額が全部回収されたのであれば問題ないけれども、事実上、そういうことが、小樽の特定業者だけ、深くかかわっていることによってうまく入金されたとか、回収されたとかいうことではないでしょう。そんなことができたのですか。

○（経済）商工課長

そごうの整理の時期がいつかは記憶してございませんけれども、取引の中で、どちらかというと季節が決まっている取引ですから、秋に集中して物産展とかありますので、その時期に集中的に買われた物がお金として入ってきたというふうに聞いております。ですから、ないというふうに聞いております。

○ 前田委員

教えてほしいのですけれども、そごうはいつ倒産して、小樽物産協会はいつまで納品していたのですか。

○（経済）商工課長

大変申しわけありません。そこまでの部分は確認してございませんので、今段階では資料を持ってございません。

○ 前田委員

そうしたら、その部分はいいです。

このことについてトラブルが発生していないのかなと、松菱なら松菱、寿屋なら寿屋、最近の事例でトラブルは発生しておりませんか。

○ 経済部次長

ただいまトラブルの有無ということでお話がございましたが、この件につきまして、先週の金曜日にある市民の方が私どものところにお越しになられまして、ちょっとその件で会員企業さんの方から今回のそういった取引先の百貨店の破たんといいますか、そういった法的手続に伴いまして、その債権が戻ってこないという部分につきまして

てご不満を漏らしているということで私どもの方にお話ございました。それで、その件につきましては物産協会の方にその旨をお伝えをしたところでございます。

○前田委員

物産協会の方に連絡をしたということですが、先ほどの質問の繰返しになるかもしれませんが、取引を行う上で、相手先の経営状況だとか、そういう信用調査を行うということは大変重要なことなのですね。物産協会であろうが、どこであろうが、物を売ったり買ったりする場合のことではね。この辺の仕組みというのはどんなふうになっているのか、ちょっとお聞かせください。

○（経済）商工課長

今おっしゃったのは相手方、取引先の信用の問題だろうと思いますけれども、これにつきましては、大体、相手方というのは百貨店あるいはスーパー関係というのが圧倒的に多いということです。そんな中で、従来は割と安定的にリスクは少なくやってきているのですけれども、最近は、先ほどもございましたとおり、大きなところといえどもわからない状況があることも現実であります。

そんな中で、例えば信用調査機関にわざわざお願いをして情報をとるといようなことはしていないというふうに聞いておりますけれども、先ほど申し上げました北海道貿易物産振興会というのが前面に立って全国展開をしていて、こちらの中からもいろいろな情報が入っていたり、あるいは、春先に、小樽物産協会の会員の皆さんが新たな販路の拡大を目指して全国的にキャラバンで歩いております。そんな中で、九州なり、関西なり、関東なりということで、二、三人で手分けして歩いておまして、そんな中でもいろいろな情報をとって来ています。さらには、会員企業は、皆さんは割と全国的に商売しておりますので、そんな情報を事務局に持ち寄っているいろいろな検討をしているというふうには聞いております。

○前田委員

先ほどもそごうが倒産する前後を含めて注意しなければならないというふうなことで、先ほどの平成12年の書き物も出ているわけですね。そういうことで、今も私が言いましたように、物を売ったり買ったりするということになった場合、そして、当然、あっせん料、紹介料をいただいている、こういったことを含めて、やはり信用調査というのは、他の信用情報や自分たちの団体とか、いろいろなところから得る問題もそうだし、上部団体から得た信用も大事だけれども、自分たちも調査しなければならない、当然その必要はあると思うのです。

この辺は、どのように思っているのかなということが一つです。一般企業も、うちらみたいな小さな商売をやっていますけれども、それでも大手のところとのお付き合いもありますよ。やはり、その辺を踏まえて、ここ数年、決算上に見る信用調査費用なんていうのはどういうふうな動きになっているのか、推移になっているのか、ちょっとお聞かせください。

○（経済）商工課長

今のご質問にございましたとおり、確かに、こういう時代ですから、いろいろな意味で取引先を含めたいわゆる情報収集というのですか、大変重要なことだと思いますので、これは前田議員のおっしゃったとおりだろうというふうに思います。

それから、先ほど申し上げましたけれども、必ずしも信用調査機関に依頼したりということはやっていないというふうに聞いておりますので、いわゆる収支計画といいますか、支出の中で、そういった部分で明確に信用調査のために幾らという形での計上はしていないだろうというふうに思っています。先ほど申し上げましたキャラバン等に行ったときの経費等はございますけれども、ストレートにその信用調査をした金額としてお幾らというふうな形にはなっていないというふうに聞いています。

○前田委員

私の持論では、そういう部分が大変大事だし、必要なことだろうと思っているのです。

登記簿を見ますと、平成13年5月末まで、物産協会の事務所の所在地が小樽市色内1丁目9番1号となっておりますが、これは具体的にどこの場所なのか。自社の物件だったのか、どこか間借りしていたのか含めて、ちょっとはっきり教えてください。

○（経済）商工課長

この色内1丁目9番1号の住所につきましては、松田ビルというのが分庁舎の下にございますけれども、そちらの1階に事務所がございましたので、そちらの住所であるかと思えます。

○前田委員

松田ビルであって、今の市の中小企業センターのあの建物ではないのですね。

○（経済）商工課長

松田ビルの1階でございます。

○前田委員

それは確認しました。

それで、会員企業は、小樽市が補助金を出していることから、イメージ的にも第三セクター的な感覚を持っている会員企業が多いと思います。過去に、入会時、十分なリスクの説明をされたのか、疑問であります。会員企業は、市も関連していることから、同協会に対しては全幅の信頼を寄せているものと推察いたします。協会も、手数料を取っている以上、いただいている以上、商法上あるいは商道德上、何らかの責任があるはずではないか。民間では、商道德上、許されることではないのですよ。死ぬか生きるかの問題なのです。市も、高額な補助金を出している責任は重大だと僕は思うのですね。

この件について、市民から意見などが寄せられていないのか、具体的にお聞かせください。

○委員長

前田委員に申し上げますが、お時間です。

○前田委員

もう少しで終わります。

○経済部次長

ただいまの市民の方からこの件についての意見が寄せられていないかという点でございますが、私どもがこの件につきまして市民の方からご意見というような形でお話を承りましたのは、先ほど申し上げましたように、先週末に、私どもの方に市民の方がおいでになりまして、たまたまこの物産協会の会員であるところにお勤めの方からいろいろとご相談があったということで私どもの方にお話がございました。そのお話の中では、今、前田委員がおっしゃいましたような内容でお話がございまして、物産協会の方にその旨を伝えてほしいというお話もございました。私どもも、小樽市は、今回、お越しになりました市民の方は直接の当事者ではないものですから、やはり当事者間でお話し願うのが筋なのかなということでお伝えしましたところ、物産協会では、当該の会員企業さんの方に直接真意を確認するというようなお話をされていたところでございます。

○前田委員

要するに、市民からのそういう問い合わせもあったということですね。

それで、不良債権化した場合、質問している中身について、物産協会の定款ではどのように定められているのか、ちょっとお聞かせください。

○（経済）商工課長

物産協会の定款につきましては、社団法人化するときに、うちの監督官庁であります北海道との協議の中でつくったものでございまして、今おっしゃいましたような事業を実施する場合でも、そういう取決めだとか、そういうことについて定款の中でうたわれているということはございません。

○前田委員

定款を読むと、重要なことは理事会で決めて云々ということが書いてありますけれども、こういう不良債権が発生するなどということは、商取引上、重大な問題なのですね。そういう重大な問題というのを定款に定めたら、これはだめなのですか。できないのですか。

○（経済）商工課長

そのことについて定款に定めていいか悪いかについて私は承知をしてございませんけれども、物産協会としては、今おっしゃいました理事会の中でそういった話を議題として出して整理したいというふうに決めたというふうに聞いてございます。

○前田委員

確認しますけれども、社団法人小樽物産協会は、公益事業も行っていますけれども、収益事業も行っているということで、収益事業の部分だけを見ると営利法人ということで考えていいですね、その部分だけでは。

○（経済）商工課長

そういうことではなくて、あくまでも公益法人ということでございまして、先ほど私が申し上げました収益事業の部分は、一部、ビブレの部分がございましたけれども、北海道からのいろいろな指導監督の文書を見ましても、いわゆる公益法人の目的を補完する意味で、一定の範囲を超えない限りでの収益というのは認められてございますので、若干の収益事業もあると。ただ、今現在、ビブレもやっておりませんので、収益事業はほとんどない状態であるというふうに思います。

○前田委員

ないことと思われると言うけれども、あったことを今聞いているわけです。今の話を聞いているわけではなく、その時点の瞬間のときのことで聞いているのです。

それで、私がちょっと調べたところによると、収益事業の部分については商法の適用を受けるというふうになっているのですよ。私が調べた段階ですよ。プロではないから、あれですけども、それで、商法では、そういうあつせん、紹介をした場合に、なおかつ手数料をいただいて、その上で不良債権が発生した場合にはどのように定められているのか、宮腰課長もおられるので、その辺ちょっと聞きます。

○（総務）総務課長

今の営利の部分で商法の規定が適用されるというのは、商法上のいわゆる商行為という部分だと思うのです。我々一般の民間人が商人と取引した場合にも、やはり我々にも商法が適用される、そういうことを言っているのだと思います。

○前田委員

商法が適用されるのですね。商法のところに、そういう不良債権が発生した場合には、社団法人は支払わなくていいとどこかに書いてあるのかどうなのか、それを聞きたかったのです、先生に。法務の大先生に聞きたいなと。

○（総務）総務課長

私も今詳しい内容がよくわからないものですから、不良債権を、社団法人が不良債権を持った場合ですか。

○前田委員

社団法人が今の営利活動で不良債権が発生した場合に、不良債権の全部でなくても、一部であっても、責任はないのかということだ、弁済に対しての。

そういうことが商法にうたわれているのであれば、何条の何ぼにあるのか、ちょっとお聞かせ願いたいなと思います。

○（総務）総務課長

一般的に、債務を負えば、当然それは弁済する責任はあるわけですから、これは、商法というよりは民法の方だ

ろうという気がします。

○前田委員

民法の方まで行くとちょっと幅広くなるのですが、私は、商法のことを自民党のパソコンで見たら、ずっと追っていくと仲立ち営業というのと代理商というのがずっとあるのですね。５章で仲立ち営業、７章で代理商というのがあるのだけれども、ちょっと片仮名とかがいろいろ入っているのでなかなか理解しづらいいけれども、ぱっと見た感じでは、不良債権が発生した場合に責任を負わなくていいなんてどこにも書いていないように見えたので、そんな都合のいいことが、お金を取っておきながらできるのかなというのが僕の素朴な疑問なのです。それで、どうなのですか。

○（総務）総務課長

今の商法上の仲立ち営業だとか仲介料というのは業としてやっている部分です。今の社団法人は業としてやっているわけではありませんで、その部分は商法の適用はないというふうに思います。

それから、借金すれば返すのが当たり前の話で、これは民法上でははっきりしていますので、責任があるのかないのかという話では、当然、責任はあるというふうになると思います。

○前田委員

そうなのですね。素人考えでも、何らかの責任は当然発生するし、あるだろうと僕も思っているのです。

それで、商工課長に言っても、これは当事者ではないからどうしようもないのだけれども、それでもって僕もいろいろと調べてみまして、商法の中では今回のこの件はどこに該当するのかなと調べてみたら、仲立ち営業と代理商あたりに関係してくるのかなと見てとっておりますが、ちょっとその辺が見当たらないのです。ただ、これはこれで結論出せる問題ではありませんけれどもね。

そういったことで、時間がないのでちょっと割愛しますが、市長は、今のやりとりをずっと聞いていたと思うのですが、市が助成金 500万、あるいはそれに伴った負担金、こういったものについても、平成12年度90万計上されていますし、今年は80万計上されています。そういったことで、やはりお金を出しているということ、それから、先ほど私も述べましたが、第三セクター的な印象を与えるようないろいろな部分があって、会員企業というのは、やはり市が関係しているのだから安心しているという部分は相当あると思うのですよ。こういったことを議論の中でちょっとさせてもらいましたが、こういったことも含めて、ご感想といいますか、ちょっとお聞きして最後の質問にさせていただきます。

○市長

物産協会のお話でございますけれども、補助金を出しているから三セクのたということでございますが、それは違うだろうと。本来であれば、手数料をいただいて、自前でやっていただければ一番いいのですけれども、手数料を上げると業者の取り分が減るわけですから、そういった部分で、小樽の物産振興とか、そういった観点で市が助成をしている。これは、あくまでも人件費助成でありまして、その他のものについては助成していないと。それから、会場の負担金として市が1会場5万円ということでございますけれども、これも、そういった業者の育成という観点でやっているわけです。

私も、前に何回か商談の買付け会に顔を出していますけれども、小樽の業者さんと買付けに来るバイヤーさんというのは長年の付き合いなものですから、「おい」「おまえ」の関係でやっているのですね。そういう長年の付き合いがあって、そういう関係なのですから、たまたま新しく入ってくる業者さんについては、なじみがないといえますか、そういう部分はあるのかなと思います。

私が経済部にいたころは、当時10億くらいの売上げがあったのですね。やはり、いろいろなことがあって、どんどん売上げが減っていく。だから、一方では競争といいますか、よく話を聞きますと、いかに売れる商品をどうやって安く見つけていくか。それがバイヤーの責任だというようなことで、いい商品があれば飛びつきますけれども、

普通の商品を出すとなかなか飛びつかない、そういうバイヤーさんもありますから、そういう面で競争が非常に激しくなるとどんどん売上げが落ちていったのだろうと。

その中で経営ですから、本来であれば、どこかの業者が回収不能の状況になった場合に、みんなで補てんするというようなことをやればよかったのしょうけれども、そういうシステムにはなっていないと。そんなことで、今回も回収不能の業者があったようでございますけれども、今後、そういった問題についても、物産協会としても真剣に取り組んでいていただきたいなというふうに思います。

○前田委員

それで、収益事業ということでここにちゃんと立派にうたっています。ということで、商法、そして民法に照らし合わせても、何らかの責任があるだろうというのは、今、宮腰課長もおっしゃってありました。

そういったことで、私も調べましたところ、3.3%の手数料を取っているということになっていると、立派な商売になっているのですよ。商事会社でもどこでもね。そういったことで立派な商売だと民間では思っているわけですから、やはり、市も500万円からのお金を毎年出している、こういった事実もあるわけですから、今後は、この問題はいろいろとトラブルが起きてくるやにも聞いておりますけれども、この改善に向けて少しご指導して汗をかいていただきたいな、このようにお願いをして、質問を終わります。

○委員長

以上で自民党の質疑を終結いたします。

本日の質疑を終結し、散会いたします。